

## 平成26年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月16日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第5号 定期監査結果の報告について	3
議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第8号 諸般の報告について	4
報告第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について	4
報告第 4号 事故繰越し繰越計算書の報告について	4
議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について	4
議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第35号 除雪車（11トン級ドーザ）購入契約の締結について	8
議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について	9
議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	9
予算審査特別委員の選任	14
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	15
散 会	15

第2日 6月19日（木曜日）

議事日程	1 7
本日の会議に付した事件	1 7
出席議員	1 8
欠席議員	1 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 8
開 議	1 9
一般質問	1 9
宮 下 孝 幸 議員	1 9
田 中 政 孝 議員	3 6
諸 橋 和 史 議員	4 6
加 藤 修 三 議員	5 3
三 輪 正 議員	6 2
高 桑 佳 子 議員	6 7
散 会	7 3

第3日 6月23日（月曜日）

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	7 6
開 議	7 7
議事日程の報告	7 7
議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について	7 7
議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 8
議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	7 8
請願第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書	7 8
議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について	8 0

議案第 37 号 平成 26 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	80
発議第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書	82
農業委員推薦の件	83
議員派遣の件	83
委員会の閉会中継続審査の件	83
委員会の閉会中継続調査の件	84
閉 会	84
署 名	85

平成26年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 8日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
6月16日	月	本会議第1日目（招集日） 予算審査特別委員会
17日	火	休 会
18日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
19日	木	本会議第2日目（一般質問）
20日	金	議案調整日
21日	土	休 会
22日	日	休 会
23日	月	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

( 6 月 16 日 )

## 平成26年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成26年6月16日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第5号 定期監査結果の報告について
- 第 4 議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について
- 第 5 議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第 6 議会報告第8号 諸般の報告について
- 第 7 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 9 議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第35号 除雪車（11トン級ドーザ）購入契約の締結について
- 第13 議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成26年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

○議長（山崎信義） 議会運営委員長から、6月9日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

---

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、仙海直樹議員及び7番、加藤修三議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの8日間に決定しました。

---

◎議会報告第5号 定期監査結果の報告について

○議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第5号 定期監査結果の報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査に関し監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

---

◎議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について

○議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

---

◎議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

○議長（山崎信義） 日程第5、議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定により、お手元に配りました請願文書表並びに陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

◎議会報告第8号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第6、議会報告第8号 諸般の報告を行います。

議員派遣の結果について報告します。お手元に配付しましたとおり三輪正議員から、去る5月27日、28日に開催された第39回町村議会議長・副議長研修会について報告書の提出がありました。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（山崎信義） 日程第7、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

---

◎報告第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（山崎信義） 日程第8、報告第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

---

◎議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定  
について

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第32号につきましてご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において地方青少年問題協議会法で規定されていた青少年問題協議会の会長要件、委員要件が撤廃されました。それを受けて出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正し、会長、副会長の要件

を改めて規定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（山田 栄） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干補足をさせていただきます。

この条例案につきましては、改正前の地方青少年問題協議会法第3条第2項で会長を地方公共団体の長をもって充てると定められております。同条第3項において、委員の要件が定められておりましたけれども、いずれも法改正により削られましたので、これは地方の裁量に任せられたということとであります。

そこで、このたび条例改正案では第3条第1項で会長には町長を充てることを定め、同条第2項で副会長は会長からの指名によることとしたものです。

なお、同条第3項以降は順送りとしてありますので、委員の要件等に定めた部分についての変更はございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第32号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

### ◎議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第33号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、町民のご協力により、昨年7月から改正しました生ごみの分別収集にしまして、これまで2種類の指定袋によりお願いしていたところですが、利便性の向上と生ごみ分別の一層の促進を図ることを目的に超極小サイズという指定袋を追加するため、別表の一部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をさせていただきます。

資料の4ページをごらんください。今回の改正につきましては、中ほどの生ごみの項目に2リットル用の超極小サイズの指定袋を追加するものであります。ごみ処理を委託している長岡市におきましては、昨年の4月から5リットル用と10リットル用の指定袋により生ごみの分別収集を始めたところですが、その後において、もっと小さい袋もつくってほしいという要望があったということから、昨年の8月中旬から2リットル用の袋をつくって販売を始めたというところではあります。

当町におきましても昨年の7月から生ごみの分別収集をお願いし、同じく5リットル用と10リットル用の袋で実施をしてきたところでございますけれども、世帯によりましては生ごみは非常に少ないというケースもあると思われることから、今回長岡市と同じく2リットル用のサイズの袋を作製販売をして、これまで以上に生ごみの分別の促進を図りたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） この条例に関してはわかっております。お願いしたいと思っております。

それで、ちょっとお聞きしたいんですが、いつごろ販売になるのか。というのは、これから夏にかけて大変暑い時期に入るわけですが、できるだけこれ早いほうがいいんじゃないかと思っております。

それと、そのPRといいますか、可決されましたら、各家庭にこういうものを販売しますよという周知をぜひとも早いうちにさせていただきたいというふうに考えております。

私のところも相当枚数を買ったもので困っているんですけども、これから買うような方はこういうのが出るんだということを十分周知した中での購入されればいいかなと思ひまして、発言させていただきました。

ひとつよろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 町民課長。

○町民課長（池田則男） まず、1点目の販売の開始時期ですけども、今回この条例、あるいはこれに関連する予算の関係は6月議会のほうに提案させてもらってございます。それを受けまして、議決をいただいたならば、その後早急に業者のほうに作製の委託をして作業を始めたいと。ということでこの条例の施行の日が8月1日ということになってはございますけれども、8月1日からは販売をしたいと。それまでに作製を終了して販売店のほうに送付をしたいと思っております。8月1日からの販売を予定しております。

それから、もう一点、2点目ですけど、周知の方法につきましても来月、7月の広報を初め、数回住民の皆様の方に、この2リットル用の袋もつくって、8月から販売開始しますので、ぜひ利用してくださいということでPRを数回したいと思っておりますので、皆さん方ご承知おきください。

以上です。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第33号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第34号につきましてご説明を申し上げます。

消費税率が本年4月1日から8%に引き上げられましたが、本条例におきましても一部に消費税法の適用となる料金があることから、必要な一部改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

この一部改正につきましては、消費税率の改定に伴うものでございますので、今年3月定例会までに一部改正を行うべきでございましたが、見落とししておりました。大変申しわけございませんでした。

このたびの一部改正のポイントでございますが、まず道路占用料は基本的に消費税のかからない非課税の料金でございます。したがって、町の一般会計で電柱、電線類の占用料をいただいておりますが、これらは基本的に消費税がかかっておりません。これに対して占用の期間が1カ月未満の場合に限り消費税法施行令第8条により消費税を加算すると規定されているものでございます。

それでは、資料の5ページをご覧ください。一部改正前は、本来の金額に消費税に相当する額を

加えるという意味で1.05を乗じて得た額と表記しております。今回の一部改正におきましては、消費税率が今後さらに引き上げられることも加味いたしまして、これまでの数値による表記から文言による表記に変更いたしました。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第34号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

### ◎議案第35号 除雪車（11トン級ドーザ）購入契約の締結について

○議長（山崎信義） 日程第12、議案第35号 除雪車（11トン級ドーザ）購入契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第35号につきましてご説明を申し上げます。

本町の車道の除雪は、除雪ドーザ10台体制で実施しておりますが、このうち町内の建設会社が所有する機械が故障し、使用できなくなったことから、新たに町が除雪ドーザを購入するものでございます。

製造メーカーと販売代理店の4社を指名し、この6月5日に指名競争入札を行いました。その結果、キハン株式会社が落札し、同社代表取締役、久住博と契約金額1,501万2,000円で同日仮契約を締結いたしました。

地方自治法並びに町条例の定めるところにより町議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明させていただきます。

今ほどの町長の説明のとおりでございますけれども、この除雪車の購入によりまして町が所有いたしますドーザが8台、町内の建設会社が所有する除雪ドーザが2台の体制となります。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（山崎信義） 日程第13、議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について、日程第14、議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第36号、一般会計、37号、簡水会計の補正予算につきまして一括ご説明を申し上げます。

初めに、議案第36号、一般会計補正予算からご説明を申し上げます。

歳出の主な補正内容といたしまして、各款に共通するもので、4月の人事異動に伴う人件費の組み替え、また共済費などの負担率の変更によるものを計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費では、マイナンバー制度導入に伴う電算改修委託料の追加を、また宝くじ助成事業の採択により石井町の祭り道具の弓矢、ちょうちん、神楽幕などの助成を計上いたしました。

2 項徴税費では、電子申告端末機器の購入費を計上いたしました。

3 款民生費、1 項社会福祉費、11 目臨時福祉給付金事業費では、事務費の追加により受付対応の臨時職員賃金などを計上いたしました。

4 款衛生費、2 項清掃費では、超極小の生ごみ用指定袋の作製費を、また相田地内の住家の新築に伴い、町小型合併処理浄化槽設置助成金を計上いたしました。

6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費では、八手地区中山間地整備の調査地区採択を受けての県負担金を計上いたしました。

3 項水産業費では、海岸の海遊広場への監視カメラの借上料を計上いたしました。また、同様に天領の里駐車場、中央公民館の駐車場にも設置予算を計上しております。

次に、7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費では、尼瀬 1 区での油井戸陥没に伴う被害拡大防止工事費を、また川西の信金交差点での良寛記念館、天領の里の案内看板の改修工事費を計上いたしました。

4 目の天領の里の管理費では、時代館及び石油記念館内の紹介用モニターの故障に伴う修繕料を計上いたしました。

8 款の土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費では、町道尼瀬 7 号線、町道ふどの線の改良舗装工事費を計上いたしました。また、町道尼瀬 7 号線につきましてはがんばる地域交付金を充当いたしました。

9 款の消防費、4 目防災対策費におきましては、これからの梅雨末期の豪雨対応といたしまして、気象予報の詳細情報を民間予報会社から提供を受けるための委託料を計上いたしました。また、災害用携帯端末につきましてはスマートフォン、タブレットの購入費を計上いたしました。

10 款の教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費では、特別支援教室へのエアコン設置費を計上いたしました。

3 項中学校費では、校庭の松の剪定、高くなりましたモミの木の伐採などの伐採委託料を計上いたしました。また、中学校校舎外壁補修工事とあわせて、足場を利用した窓枠落下防止の工事費を計上いたしました。

歳入におきましては、これらの歳出補正予算額に要する財源といたしまして、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を追加計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ補正額 2,823 万円を追加し、予算総額を 33 億 5,123 万円とするものであります。

次に、議案第 37 号、簡水会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、4 月の人事異動に伴う人件費関係の追加と、今年度大釜谷地内に建設をします浄水場の建設用地として一般会計が所有しております土地 237.87 平米を本特別会計が購入するための予算計上いたしました。

また、歳入にはこれらの財源といたしまして、前年度繰越金を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額139万5,000円を追加し、予算総額を3億1,769万5,000円とするものであります。

以上、一般会計、簡水会計の補正予算につきましてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第36号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それじゃ、補正予算をさせていただきます。

歳出、148ページからお願いをいたします。町長の説明のとおり、各款に4月1日付人事異動、また採用関係での影響額を計上してございます。よろしくお願ひいたします。

続いて、総務費でございます。149ページの住民基本台帳システムの改修、これは来年の10月からのマイナンバー制度、国民一人一人に番号が付与されるという部分でありますけど、この辺の電算関係のシステム改修で追加になりますので、今回追加計上いたしました。また、当初予算では歳入見込んでおりませんでしたけど、今回国費分の歳入が確定しましたので、歳入のほうを計上してございます。

続いて、コミュニティ助成事業、これは町長の説明のとおりでございます。石井町町内の弓矢、ちょうちん、神楽幕、はんてん、羽織などということで宝くじの助成事業のものでございます。

続いて、徴税費で電子申告端末機でございます。大変申しわけなくあれなんですけど、これは実際本体はウィンドウズビスタを使ったもので電子申告に利用してございます。ただ、当時ビスタの内容が不安定というふうなことで中身をOSを落としましてということでXPで実は使っていたというふうな状況でございます。それがちょっと判明いたしまして、急遽今回追加をさせていただきます。パソコンの更新というのと、プリンターのほうの不備になっておりまして、現在使っておりませんでした。それもあわせて更新というふうなことで、年間4,000件程度電子申告で利用があるというふうな部分で今回更新をお願いしたいというものでございます。

続いて、150ページ、民生費でございます。社会福祉基金積み立て、これ川西の相沢孝一様からご寄附いただいたものを社会福祉基金への積み立てでございます。

臨時福祉給付金関係は、町長の説明のとおりでございます。

それと、児童福祉費、保育園の広域入所関係でございます。これは、里帰り出産というふうなことでお子さんを連れて里帰りされる方というふうなことで県外のほうでの入所になりますが、広域入所というふうなことでございます。

それと、続きまして、飛んで153ページお願ひいたします。清掃費でございます。これは、指定ごみ袋の関係、超極小サイズということで議案第33号で提案説明のとおりでございます。今回関係す

る予算計上してございます。

それと、し尿処理費の小型合併処理浄化槽、これにつきましては相田地内になります。特環下水道の本管から大分離れた場所でございますということで合併処理浄化槽での助成というふうなことで3分の1助成で5人槽のものでございます。

続きまして、154ページをお願いいたします。中山間地域総合整備事業、これ八手地区の調査計画負担金でございます。これにつきましては、3月の終わりに中山間の調査地区というふうな部分で採択を受けてございます。26、27で調査、28で工事業関係採択に向けてというふうなことでございます。議会資料でのごとでございますので、またごらんいただきたいと思っております。

それと、155ページ、屋外監視カメラ、これは防犯カメラと言われるものですが、これ全国的に警察庁のほうからも要請が来ておるものでございます。防犯の面、自分たちの施設をまた守るというふうな部分でも現在多くなってきているというふうなものでございます。天領の里、また海遊広場、中央公民館という、本町3カ所というふうなことで予定してございます。ただ、これ個人の情報にもかかわりますので、設置規定を設けて、きちんとまたその辺の管理をしていかなければいけないというふうな部分でございます。ということで、海遊広場につきましては1台を予定してございます。機器については、リースというふうな形になります。

続いて、観光費のほうの尼瀬油井戸陥没被害というふうなことで、これは尼瀬の部分で油井戸の地表部分の土が陥没して、安全性確保するため、これ以上の被害を拡大させないためというふうなことで拡大被害防止工事というふうなことで今回町で計上してございます。あと、川西の観光看板、これは川西の3差路というんですか、信金さんの隣のところの民地に観光看板ございますが、これは良寛記念館と天領の里、一緒にした案内看板を予定したいというふうなことでございます。

続いて、156ページでございます。施設紹介用モニター、これは天領の時代館の2階のモニター1台と石油記念館の入り口のモニター1台、これはモニター設備が故障して現在映らない状況であります。モニターの部分の修理、入れ替えというふうなことになります。それと、天領の里の屋外監視カメラはこれ4台を予定してございます。駐車場が多くあると、何カ所かに離れているというふうな部分で4台を現在予定しています。

157ページでございます。尼瀬7号線、これにつきましては議会資料でまたのせてございます。夕日ライン橋の下の道路というふうなことで改良舗装というふうなことでございます。がんばる地域交付金が本町のほうについてございますので、それを一部財源にしてというふうな。ふどの線につきましては、大門の田中自転車屋さんの脇の入り口の角の部分の舗装というふうなことでございます。

消防費につきまして建築確認申請、これにつきましては当初計上していなかったというふうなことで、消防分遣所の今後の建設に向けての建築確認申請の手数料というふうなことで今回計上してございます。

ホース格納庫につきましては、当初も計上しておりましたが、春先から入れ替えが続いておりました、今後の予定でもまた出てきておりますので、今までのもの、やはりつけ根の部分がちょっとすぐさびるというふうな部分で、現在はポリエチレン製の部分でのものを用意するというふうなことでございます。

続いて、158ページでございます。気象予報委託料、これについて梅雨どき、また今後の台風の部分もあるんですけど、最近新潟市なり長岡市、見附市あたり、気象庁からの情報、またインターネットでの情報、さらに突っ込んだところで民間の気象会社からの情報というふうな部分で利用しております。本町におきましてもこれからの梅雨末期に対応するために、やはりもうちょっと突っ込んだ形で、ウェザーニュースという会社を今予定しておりますが、とりあえず3カ月分の、月15万の消費税というふうなことでございます。雨だけではなく、台風予想も含めてというふうなことで、注意報から警報になる可能性が高い天気の場合も事前に連絡いただいたの対応というふうな部分で、今後の梅雨対策に役に立つのではないかとというふうなことで今回計上させていただきました。それと、災害用携帯端末用情報ということで職員の、町長含め管理職は携帯で対応しておりますけど、同時発信が何回かに分かれるというふうなことでスマートフォン1台、これは入れ替えでございます。あと、タブレット型を1台ということで防災用で一部用意させていただきたいというふうなことで、入れ替えでのものと。ただ、これ購入でございます。行政の場合、自動引き落としの場合ですと、機器自体がレンタルに入るんですけど、なかなか行政は自動引き落としできないんで、これは購入しなければいけないというふうなことで、いろんな会社ありますけど、災害時優先電話というふうなことで携帯の番号を割り振っていただいているのがドコモでありますので、ドコモの方針の中で購入というふうな部分で今回備品購入で2台上げさせていただくというふうなものでございます。

159ページ、小学校費の特別支援教室エアコンでございます。これにつきましては、体温調整が一人なかなか難しいお子さんがいるというふうなことで特別支援教室にエアコンを1台設置というふうなことでございます。

それと、160ページでございます。これは、中学校費でございます。校庭の剪定伐採というふうなことでございますが、中学校の坂から入って行って、中の松、大分枝が枯れている部分がございます。ちょっと病気がついているというふうな話であります。その辺の部分、剪定をしながら回復させるというふうな部分と、あとモミの木が2本枝分かれて立っているのがありますが、ちょっと1本大きくなり過ぎたので、1本を生かすような形で伐採というふうなことで予定してございます。あと、中学校の体育館の窓枠落下防止工事でございます。これ文科省のほうから照明関係の補強というふうな部分の工事でございますが、窓枠についても文科省でことし、落下というんですか、飛散防止含めて対応するようにと来ております。足場を利用して、できるときやっぱり一緒に対応したほうがというふうなことで、これ単独費で計上してございますが、補助のほうになるかどうか、今

後のまた交渉になりますけど、今回は単独費で計上いたしました。

続いて、161ページ、公民館費でございます。中央公民館の体育館も含めての駐車場でございます。ここにも防犯カメラ1台設置というふうなことでございます。

戻っていただきまして、歳入についてでございます。145ページお願いいたします。国庫支出金につきましては、社会保障・税番号制度システム、これマイナンバー制度の歳出に係る国庫分で今回計上いたしました。

あと、がんばる地域交付金につきましては、これは25年の補正予算で設けられたものですが、今回ついてまいりましたので、計上してございます。

それと、土地売却収入につきまして、これは簡易水道会計でのまた説明になりますが、深町団地で家庭菜園の畑地を町が持っております。これ一般会計で持っております。その一部浄水場用地として簡水会計に売却するというようなことで今回両会計で計上しているというようなものでございます。

続いて、146ページの繰入金、天領の関係はこれはモニターの関係、天領の基金のほうから財源対応するというふうなことでございます。

それと、繰越金についてでございます。一般会計繰越金、実質収支は8,782万4,000円というふうなことで今回出納閉鎖終わってございます。うち3,000万円、当初で計上してございますので、実質予算で追加できるのが5,782万4,000円というようになりますが、その一部1,358万6,000円今回追加させていただいたということでございます。

続いて、147ページのコミュニティ助成は、これは歳出で申し上げたとおり、宝くじの助成金というふうなことで100%の補助でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

○議長（山崎信義） 次に、議案第37号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、簡水特会につきまして補足をさせていただきます。

歳出の167ページをご覧ください。下の3款、公有財産購入費につきましては、今ほどの説明のとおりでございますけれども、現況は深町団地の家庭菜園用に平成7年度に購入した土地の一部でございます。本特別会計が購入する土地の単価につきましては1平方メートル当たり5,100円でございますけれども、これも平成7年度当時に購入した価格と同額ということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号及び議案第37号の議案2件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号及び議案第37号の議案2件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩します。

（午前10時10分）

---

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時12分）

---

#### ◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員が互選されました。以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（山崎信義） 議案第36号及び議案第37号の議案2件は、予算審査特別委員会に付託します。なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前10時15分)

第 2 号

( 6 月 19 日 )

## 平成26年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成26年6月19日（木曜日）午前9時30分開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

---

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） トップバッターでありますので、議長のほうからのつけから手短にやれということではありますが、なるべく手短にやりますが、事が伝わらないといけませんので、申し述べることは申し述べながら町長のご意見も伺っていきたくと、そういうふうを考えております。

私は、過去津波避難に関連する質問を平成24年の12月議会で、原発関連の質問は平成25年の9月議会でおのおの2度に分けて一般質問いたしておりますが、今期この議会におきましてはこれら災害に対する避難計画の現状と今後の展望につき伺ってまいりたいと思います。また、津波避難に関連する計画は、沿岸に属す自治体が独自に計画を進めるものでありますし、原発避難の計画は国の指導的要請に基づき広域的に避難を想定し、その策定が求められるものでありますから、それら異なる意味を十分に理解しながらにして、ここではあえて一律に避難計画と称して質問を進めてまいりたいと考えております。

なおもってまた、これは私からのおわびとお願いであります。津波避難計画質問の2では、国道352号線のみを対象としたような通告文となっております。当然海岸全域を想定しての質問でありますから、石井町から下手の国道402号線も含んでの通告文とすべきところでありましたが、不覚にも402号線の文字が欠落をいたしておりました。質問に際しましては、402号線も含めて質問をしてまいりますので、よろしくご理解を賜りますとともに、ここにおわびして訂正をさせていただきたいと存じます。大変失礼をいたしました。それでは、弘法も筆の誤りということで始めさせていただきます。

津波避難計画、質問の1であります。東日本大震災以降、当町におきましても津波避難のため高台へ続く避難道や階段手すりの整備などは順次行われているものと思われま。おのおの地域実態的要望に応じ、現実的な問題を加味しながらして計画をされているものと思われま。今現在津波襲来を想定したときの逃げ道となる避難道の整備進捗状況はどの程度になっているのか、まずもってこの点をお伺いをいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点の高台避難道、階段手すりの整備状況ということでご質問をいただいておりますので、お答えしますが、まず今から50年前の6月16日でございますが、新潟大地震が発生をいたしまして、大変な大きな被害が発生をしております。私もその当時は30代であったわけでございますが、今でもその大きな災害については克明に頭に残っておるわけでございます。

私は、やっぱりこういう関係につきましては、時間がたつことによって風化するということに対する大変な危機意識を持っておるわけでございます。本町におきまして、私が申し上げるまでもなくて、平成16年の7.13災害、そして中越大地震、さらにまた19年には中越沖大地震、さらにまたご承知のように23年は東日本の大震災という大きな被害が発生をして、これを経験しておりますので、さらに私たちはしっかりとこれらの大きな災害の教訓を風化させないようにしっかりと後世に伝えながら、なおかつ万全の体制を整えながら住民の安全、安心を確保してまいらなければならないということを肝に銘じておるわけでございます。

それらにおきまして、ご質問いただいておりますところの避難道あるいは手すり等の津波対策のハード整備につきましてでございますが、これにつきましてはやはり相当数の時間と費用がかかるわけでございますが、本町も今年も予算の中で順次整備を進めてまいっております。津波の際の指定避難場所としては、県の想定である本町の最大の津波は4.23メートルと言われておるところでございますが、仮に倍の高さまで遡上してまいったときにも対応できるように10メートル以上の高台を避難場所として指定をし、整備をすることを一つの目標として取り組んでまいっております。そのような中に、本年で大体9割方程度整備が完了するだろうというふうに予想しておりますが、さらに今ご質問でございますところの安全に、確実に避難するというための対応としての手すり等につきましても、今後十分意を踏まえながら整備してまいりたいと思っております。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 町長今9割方整備を進めていただいているということでありませう。

本当に町長今お話しのとおりでございます。私もわずか10歳でありましたが、新潟地震の経験があります、まだ学校におりましたけれども。あの津波も目の当たりに見た人間の一人でもあります。魚を捕まえて叱られました。そういった経験もある。津波の恐ろしさというのは、子供ながらに記憶に残っているわけでございますが、しかしまるでCGの映像を見るかのようなあの東日本大震災の大津波、あの津波から急遽沿岸部を抱える当町においてもこのような整備の必要性が求められたわけでありませうから、いきなり全てを要求するのは酷な話であります。

しかし、まだまだ町長の今のご意見のとおり、細部における地域のニーズというものは存在をいたしておりますので、ぜひ地域の実態と要望に沿った形で一日も早い実のある整備の推進をいただきたいということ、この点についてご要望申し上げておきたいと思っております。

それでは、質問の2番目にまいりたいと思っております。海岸の国道302号線及び402号線から町道につ

ながる道路や工事などは、津波発生時には浜手の人々をいち早く山手高台へと避難させる際に大変重要な連絡避難道としてその役割を担うものと思われます。以前私から酷似した質問もいたしたところではありますが、避難計画を進めるという観点から再度の質問といたしますことをご理解をいただきたいと思ひます。

しかし、また言うは易く、行ふは難しでありまして、それらの整備には懸念も一部あるわけでありまひ。例えばそれが個人の所有の土地であつたりあるいは屋根からの落下物対策の必要があつたりと、それら関連するさまざまな問題も存在をいたすわけでありまひ。

しかし、短時間で迅速により多くの人々の避難を完了するためには、やはり浜手から山手へ、大変重要な連絡道とも言えるわけでありまして、今後これらの整備は当町にとって懸案事項とも言えるものと思ひますが、この件に関して町長はどのようなお考えを持っておられるのか、その所見を伺ひまひ。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今ご質問の中でございましたように、平成24年の3月の定例会で同じ質問をいたひております。

そこでもお答えをされているわけでございますが、海岸バイパスから町なかに抜ける小路の避難路ということの整備についてでございますが、津波等につきましては1分1秒を争う大変なやっぱり緊急度を要するわけでございますので、津波を縦断する公道だけでは対処できないという問題があるろうかと思ひわけでございますが、避難者の動線上にない、いわゆる小路等があるわけでございますので、この小路を通路として活用することによりまして最短での避難場所ということに成り得るだろうというふうに考えていますので、実際今尼瀬から井鼻までの街並、下町を横断する国県道、町道工事となりますと、大小ありますが、全体で40本以上あるというふうに確認をしております。海岸バイパスから避難所までのどのルートが最短で、最も安全に避難できるのか検証しながら、さらにその辺を、町民だけではございませんから、いわゆるよそからおいでになつた方がございませので、そういう皆さんからもご理解いただくように案内表示の整備を今後順次整備してまいりたいというように考えております。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 全く同意見でございまして、私が言わんとすることを町長全て今お答えをいたひたいと思ひまひ。

今ほども町長の答弁の中にもありましたが、再三にわたつてこの問題というのは取り上げてきたところでありまひけども、ここで当町におけるそれら連絡避難道がいかに重要かということをもとくために、地震や津波について少々ご説明をしていきたくて考えております。

東日本大震災は、俗に言う海洋型のプレート地震でありまひ。町長は、世界でプレートと呼ばれるものが幾つ存在をしているかご存じでございませしょうか。いわゆる地球上には、書物に載つて

記載されているものが大小合わせて40枚ほど。そのうち大地震に関連するであろうと思われる大規模プレートが10枚ほど存在をしていると言われておりますが、その中でも最も注視すべき点は、日本列島の下には北米、ユーラシア、フィリピン、太平洋という4つのプレートが存在をしているということ。まさに日本列島領土は、でっかいとこの4つのプレートの上に乗っていると言っても過言ではありません。

あわせて、日本列島は世界の陸地のわずか0.25%の国土面積でありながら、世界の活火山の7.1%が日本に集中をし、世界で起こるマグニチュード6以上の大地震の20.1%がこの日本で起きております。つまり、言いかえれば、列島はいつ、どこで大地震や大津波に襲われてもおかしくないということになるわけでありまして、さらに東日本大震災以前は、学説的には日本海側では大津波は起きないというのが定番でありました。しかし、それは太平洋に比較して小さな海である日本海の津波を研究した学者が少なかったため、風説的に流布された何の根拠もない話でもあったわけがあります。近年の研究において、むしろ日本海で起きる津波はプレート境界が陸地沿岸に近いため、太平洋側で発生する津波よりも到達時間は早く、到達わずか5分程度という早いタイミングで上陸するのではないかとということも言われております。

ですから、今町長も同意見でありましたが、いち早く高台避難を可能とする連絡道の整備はやはり必要なですね。それが町長ご指摘のとおり、町民や観光に訪れた多くの人々の尊い命を救うことにつながるわけでありますから、いつ来るかわからない巨大な力に対して、我々もまた今日までの常識を一掃し、新たな危機感を持ち、可能な限りを尽くして備えあれば憂いなしということの基本とすべきと考えるわけであります。

そこで、先ほども申し上げました。一度にやるということは、これはもうどだい無理な話だということも私も十分承知をいたしております。それで、町長も順次またこれ計画をしていくんだということもお伝えをいただきました。おおむねの見込みで結構でございますが、今現在わかる範囲で結構ですが、大体何か年ぐらいをかけて順次必要な箇所を選定し、整備を進めていこうというお考えをお持ちなのか、その辺の点をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今宮下議員さんがおっしゃるように、今盛んに流布されておりますことは、いわゆる南海トラフあるいは首都直下型地震あるいは東南海地震等々が盛んに話題となって、それに対する対応ということが急がれるということで、時々そういう問題に対するいろいろな報道がされているわけでございます。

当町におきましても、大体町民の皆さんは、今おっしゃるように歴史的に大津波が起きたという一つの歴史的な事実が残っておらないというようないわゆる観念を持っております。しかも、出雲崎の場合は、佐渡があることによってあのような大津波は来ないという何かそういう既成観念を持っておられる方々もあろうかと、話も聞きます。そういう意味ももちまして、逆に今おっしゃるよ

うに、いわゆる一つの地震の規模によりましては、いわゆる日本近海で起きた場合における短時間に津波が押し寄せてくる可能性は十分あるわけでございますので、そういう体制についてしっかりと考えながら、なおかつ町民から理解もいただけるような体制でなければならない。

さて、避難路をどのような形で整備するのか。今申し上げたようなことで、中で今着々と整備しているんですが、私はこの後の宮下議員の質問もございしますが、要支援、支援の世帯とか、またいわゆるご老人でも一人世帯、健老な方もおられるわけでございます。そういう人たちの対応とか、いろいろこれからお答えもしていきますが、私は基本的にはこう考えているんです。

いわゆる地震被害ということになりますと、場合によっては、これはそういう対応を今なされておるんですが、柏崎刈羽原発も近くにあります。いわゆる複合災害ということが考えられます。大災害。いわゆる自然災害とあわせてのいわゆるそういう原発にかかわる災害と。複合災害ということが考えられます。

私は、その意味でもうこれから検討してまいりたいんですが、要するに出雲崎の場合海岸地帯です。どのような形にあるか。今先ほど来申し上げた約9割方整備している避難路がございます。私は、基本的にはそういう点をこれから徹底的にいわゆる広域避難体制の中で考えていきたいんですが、私は基本的にはいわゆる久田から中条あるいは久田から下小竹あるいは米田あるいは中山、これに通ずる公道がございます。私は、できるならばそういうものを中心にいち早く避難するという体制をいかに固められるかをまず中心に考えていきたいと思っております。

そして、複合災害になった場合には、いわゆる高いところへ避難した。これも今先ほど申し上げますが、いわゆる一時避難と総合的に避難する場所があるわけですから、それに対する横の連携をとる避難路というものを今計画しております。

しかし、私はそういうことよりも、もう町もそれだけの公道があるわけですから、その中でいわゆる自家用車なり、いろいろな要支援者をいち早く避難する。あるいは健常者は、場合によってはそういうところに避難すると。そういうあらゆる角度から検討して、やっぱり住民の生命、財産、安心を確保していくということがこれは私は大事だと思うんですよ。単に避難路じゃないですね。いわゆる公道を、町道なり県道あるわけですから、それをいかに活用していち早く安全なところに避難できるかということこれから私やっぱり町としても十分考えていきたいと思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） まさしく私の質問もそうであります。津波と原発、両方くっつけて避難計画と称した。やはり町長今お話のとおり、やっぱりこういったものというのは面で考えていかなきゃならない。1カ所よければ、それで全部終わったんだということには決してならないというご意見。まさしくそのとおりです。私も同意見でありますからこういう質問のつなげ方になったわけでありませう。

そして、町長今私が3番目にご質問申し上げるとこまで踏み込んでお答えをいただきましたので、

ややかぶるところもあるかもしれませんが、質問の3番目の要支援者の関係について移らせていただきます。

災害時対策としてあるいは避難計画を立てる上で最も危惧すべきことは、要支援、要介護を必要とする皆さんの避難の問題であります。それが真冬であったらどうするのか、真夜中であったらどうなるかなど考えあぐねる難題であります。

ちなみに、30代の避難歩行平均速度は1秒間に1.47メートルと言われており、それらが群集歩行となった場合、これが1秒間に1.1メートルに縮み、さらに何と60代ではその距離が1秒間にわずか0.58メートルに落ちると言われております。つまり、わかりやすく言えば、60代の平均速度は1秒間にわずか58センチしか進まないというわけですが、さらには災害時における避難限界距離は、年代別平均速度や津波到達時間から考えておおよそ300メートルから500メートル以内を限度とするのではないとも言われております。こういったことを前提にして避難を考えるということになりますと、いかにこの支援を要する方々の避難が困難を極めるか想像するにかたくないわけでもありません。

しかし、さりとて、今町長もお話しのとおりであります。何の避難もせず、何の想定もせず、計画も持たず、ただ単に不可能の3文字に置きかえて終わらすわけにはいかないのが私ども議会人の責任でもあり、執行部のまた責任でもあると考えるわけであります。

私も議会人の一人として、大変微力でありますけれども、思案を結集してまいります。当局におかれましても、今後これら支援の必要な町民の避難を避難計画にいかなる形で生かしていかれる、そういう方向を持っておられるのか。その点についての見解をいただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 要支援者避難についてお答えしたいと思っておりますが、皆さんもご承知のように、柏崎市が広域避難の一応計画を立てられた。その中に最もいろいろ問題点として、今宮下議員の質問された要支援者のいわゆる避難体制をどうするかと、これがやっぱり大きな問題点として挙げられております。まさに私たちの町もそうでございます。同じことが言えると思っております。

そういう意味におきまして、当町におきましても支援者よりもやっぱり要支援者の数が多いという地区もありまして、現地の説明などで支援の限界が目に入るといってもこれは事実でございますが、しかし私たちといたしましては、現在災害時の要援護者の登録者名簿を各町内、集落ごとに行政区長さんから有事の際に確認、支援ということで心配しておりますので、その辺の確認を急ぎながら、登録等のひとり暮らしの方々の家庭の登録というようなことも考えながら万全を期してまいりますというように思っているわけでございます。

昨年度災害対策基本法が改正されまして、災害時に配慮が必要な要配慮者、これは高齢者、障害者、乳幼児等で何らかの配慮が必要な人になりますが、自らみんなと一緒に行動できるという方も、またこの配慮者の中で災害時に自ら避難することができない人、特に支援が必要な方を避難行動要

支援者として2段階に区分しているというところでございますが、今後町はこれらの登録の災害要支援者避難支援プランの見直しをちょっとしてまいりたいと。見直しを検討してまいりたいというふうに考えています。本当に支援が必要な方への集中的なそういう救助体制というか、避難体制を地域ごとにつくり上げてまいりませんかと対応が遅れるということもございますので、その辺を今後十分ひとつ検討してまいりたいというように思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、これから今ご質問にありますところの災害いつ起きるかわかりませんので、万全体制を整えながら対応してまいりたいと思っておりますが、さりとて私は常に申し上げているんですね。先ほど来からの質問のございます避難路あるいはその辺の状況、私はできたら海岸地区の町内の皆さんにも単なる町が避難訓練をするときにそれを活用して確認をいただくというんじゃなくて、日ごろ健康保持のためにも、それじゃ、私たちがもし仮にそういう事件、自然災害が発生したときにどこにあるのかということをつだん日常活動の中で常に登って確認をして、その中で「おい、町、これではちょっとまずいだらう」と、「もう少しこうしてくれ」とかというような要望が出ることを私たちは期待しています。そういうことをこれからも町民各位にひとつお願いをしながら、ひとつ対応してまいりたいと思っております。

率直に申し上げまして、平成16年、19年のあの災害等から時間も経過をしておりますが、管理職ももう半数以上は退職しておりますので、私たちも改めて防災訓練等通しながら、まず町職員からしっかりとその現状を把握してもらって、救助体制なり、また各機関との連携を密にしながら町民の安全を確保するということが最も必要かなと考えながら今後対応してまいりたいと思っております。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 今他町においても、当町においてもこれは大変な問題だなと私もそのように考えます。町長の答弁、私誰よりも理解をいたしております。その上に立ってなおかつ考えなければならぬ問題なわけですから、決して放置できない、一夜にしても解決できる問題でもありません。

しかし、先ほども申し上げました。私もない知恵ではありますが、一緒に考えていきましょう、そういう責任が私たちにはあるんだから。私は、そういった意味で今後また何か情報等ございましたらお互いに共有しながら進めていく役に立てばなと、そんなふうに考えております。

若干ちょっと勉強の時間のようになってしまいますが、ここでちなみに地震に関連することをもう少しだけつけ加えながら、いかにこういった避難計画に対して自然の驚異が怖いものかということをお伝えをしていきたいと思っております。

ちなみに、地震はマグニチュードが1大きくなると最大揺れ幅が10倍になります。そして、持っているエネルギー量はおおよそ30倍にも及ぶんですね。東日本でプレートエネルギーの放出があったということは、どこかの地盤がもう無理を始めているということでありまして、もう想定外は想定内として災害に対する町民避難を考えていかなければなりません。他町村においては、既に軽トラ

ックやリヤカーなどを使ったこれら疑似的避難訓練も行われ始めておりますが、私は訓練の段階からあるいは訓練であればこそこのシミュレーションを行っていくことは災害時に大変重要であると考えております。さまざまな問題も存在をいたします。それを検証する意味でもやはり訓練におけるシミュレーションは必要かなど。不幸にして災害が現実のものとなったときに、成すすべもなく右往左往しないためにも、難題であり、なおかつ課題が山積するテーマであります。今後これらの方々の避難を想定した疑似的避難訓練を行っていく必要性を私は強く感じておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 行政あるいは議会の皆さんからもこういうふうにご理解いただきながら全力上げて起こり得るであろう災害に対応して、住民の皆さんの安全を確保するという事で前向きに取り組んでおりますが、私はこれからもうひとつ皆さんとよく相談をしながら進めてまいりたいことがございます。

これは、やはり町内町内でもしそういう災害、地震が起きたときにどう対応するのか。それでは、町内の中に自家用車で対応できるあるいは対応できないそういう要支援者、要介護者等がいた場合にはどうするのかという私はやっぱりその集落ごとのいわゆるできたらその災害発生時における誰か指導者となるような人を位置づけをしながら、その中における町内のあらゆる状況をしっかりと把握をしていただいて、的確に判断をしながら避難してもらおう。これは、町としても情報伝達はしっかりと伝えますが、しかしこの広い範囲、その中における地域地域にやはり住んでおられる方々のいわゆるその状況も違いますから、私はこれからでき得ましたら町内ごとに果たしてそういう地震なりあるいは津波が襲来をするというとき、もし仮定したときにはどうしたらいいのかという検討をするような勉強会と組織をできるだけ早く立ち上げてもらいたいという私気持ち持っています。そうすることによって、行政が全てをあるいは消防団なり、皆さんからお力添えいただいても完璧にかゆいところに手の届くまではいかないという状況もございます。そういうことを踏まえた中において、今おっしゃるようなそういう緊急時、そういう問題に対するどこにネックがあるのか、どういう対応が必要なのかということをお私たちは、机上とは言えませんが、現地見ながらやっていますよ。そうやっておるんですが、できたらその役をそこで住んでいる方たちが自ら、自助努力です、自らがどう身を守るのか、そのために何をしなければならないのか、何を要求しているのかということをお私に上げてもらうべきときは上げてもらいたいと思うんです。それに対して、行政はしっかりと対応するということをしていかないと、今おっしゃるように、さて、防災訓練なりあるいはそういう計画は立ててございます。皆さんにも伝えてございます。

しかし、これは一旦緩急あれば確実にそれをもう解決するものではないんですよ。やっぱりそこに住んでいる人たちが身をどう守るかということから始まらないとなかなかこの問題は100%……100%とまいりませんが、効果を上げられないというふうに考えていますので、私はいろいろ今

避難路なり、今宮下議員さんのおっしゃるいろいろなことについても十分前向きに検討しますが、基本的にはやっぱりそこに住む人たちが自ら身を守るためには何をしなければならないかということとしっかりと日常活動の中で検討していただいて、一つの組織的な問題あるいはどうあったらどうすべきかということを見つけておいてもらいたいということをこれからも公の公的なそういうハード的な面、そういうソフト的な面における組織的な体制づくり、これをどう整合性を持たせるかということを見ながら前向きに検討してまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 先ほど町長の答弁にもつながる今の答弁でもございます。やはり日常において、例えば町は町で整備をしながらにしても、使い勝手がいいか悪いかというのは地元でしかわからない。やはり日常そこを通るなり、確認をするなりあるいは相談をするなりという、こういう仕組みというのは、やはり自助、共助、公助の関係の中で三位一体となってやっぱり考えていかなきゃならない。これは議会人も同じであります。

ですから、先ほど冒頭に私申し上げました。町長のお話、私十分理解をしています。そのとおりなんです。町長もよく、今消防団のお話出されましたが、消防の訓練でもお話なさいます。やはり皆さんの日ごろのたゆまぬ訓練のたまものと。町民においても同じことが言えるんですね。行政任せや議会任せで全て4,800の町民なんか動かさせませんもの。おのおのやはりそれに付随する防災組織の関係もあります。それらを活用していくためにも、やっぱりいろんな形でのテーマを与えて、そのテーマにおいて何の問題が発生するのかということも見ながらにして少しずつ現実に即したものに近づけていかなければならない。ぜひそのためにも、こういったことも含めて今後検討していただければなど、私はそのように考えております。

それでは、質問の4番目に入らせていただきたいと思います。津波避難のほうの4番目です。過去あらゆる災害時において、問題の一つとしてよく報道されるものに自治体指定の避難所内の内部環境が存在をいたしております。当然通常は、体育館や集合施設として設置されているものでありますから、常在的に災害時に十分な対応をするための設備や環境などが整っていないのが普通なわけでありまして、無理難題でもあるのかもしれない。

しかし、万一それら災害の発生が真夏の炎天下や極寒の冬であったりした場合、一変して避難所内の環境は劣悪化を極めてしまいます。どれくらいの避難生活を強いる結果になるのか。発生したその災害規模により異なるわけでありまして、私は以前これら避難施設となる体育館などに太陽光発電と大型蓄電池を設置して非常用電源とすべきとの質問もいたしたことがございます。避難所といえども、最低電気や水あるいは寝具、食料の類いは必要と思われませんが、阪神・淡路や中越、中越沖地震あるいは真新しい記憶の東日本大震災の悪しき経験から、私たちはこれらの諸問題に対しても実直に向き合い、常在にして要害をすべく思案をめぐらしていくべきと考えますが、避難所施設内の環境整備につき町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 質問の要旨は、夏季、冬季、特に冬場の避難指定施設の環境はどう考えているのかということですが、確かに夏場における避難はある程度時間長時間耐えられるような状況にあらうかと思いますが、冬の場合は大変やっぱり厳しい状況はあらうかと思うわけでございますので、この後また原発に対応する中で、いわゆる避難するときの緊急的な持ち出しの整備というようなことについてご質問ございますが、やっぱりこういう面につきましては長く避難体制、例えば地震、津波等あった場合は、津波についてはそれは、1波、2波等もありますが、その辺の状況をしっかりと判断をしながら、まず冬場において一時的に避難をされた方々のやっぱり次なる段階の救済活動というものを進めていかなければならない。それは、当然上屋のあるところに避難をしていただくということですが、時間的にはそう長くはかからんと思いますが、冬場はそういう避難した場合の対応が必要になってくると思いますが、そういうときにはできたらやっぱり皆さんからもそういうものを想定した中においてそういう持ち出しの中にそういうものを加えていただければなと思っていますし、先ほどちょっと申し上げて、重複するんですが、要するにお年寄りやそういう方々は、できるだけ私は公道を利用して、できるだけ安全な上屋の確保されているところに避難するということを大原則としてやっております。そういうときには、先ほど申し上げましたが、公道等における久田あるいは石井町あるいは尼瀬なんですが、もう交通整理をしっかりとしまして、もう絶対もう町のほうにはもう車を進入させない。要するに、避難をもう最重点にやるというような、そういう仕組みの中で、できるだけそういう要支援、要介護者のような方々を優先して安全なところに確保していく。健常な方は、場合によっては若干そういう寒さにも耐えてもらうというような段階も考えながら進めてまいらなきゃならぬというように思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、私たちといたしましても、まず基本的なところはその避難場所、避難場所が約海岸部では28か所あります。その28か所を例えば夏場なり冬場でも避難できるように整備を、日常時の草刈りとか、いろいろな面の整備をしながら、いつ緊急時が生じても対応できるようにまず環境整備をしまいたいと思っています。

その次の段階における今お話につきまして、私が申し上げるように、健常者についてはその避難先に避難と。もうある程度お年を召された方々は安全な上屋のほうに避難してもらおう。そういう体制をしっかりと組んで、そして次なる対応を考えていきたいというように、特に冬場ですね。そういう点につきましてはしっかりと対応してまいりたいというように思っておりますし、また先ほど申し上げますように、いわゆる1次避難の28か所あるんですが、それを全部横断的に道路をつなぐというわけにはなかなかまいらない点もございますが、できる限りそういう1次避難場所との次の安全地帯に避難できるような横の連携をとれる整備ができればなど、そういうことで今検討しております。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） あっという間に30分を超えてしまいましたので、急がないと原発の話ができなくなってしまう。

まさしく今津波避難も原発避難も避難に関連することというのは共通する部分がたくさんあるんですね。そういったことで、一夜にして成らずと先ほどから何遍も申し上げております。そのとおりです。

しかし、一つ一つつぶしていいものを持っていくということは変わりありませんので、引き続き原発の避難の関係、避難計画の関係に進ませていただきたいと思います。津波避難と原発避難では大きく異なる点が存在をいたします。先ほど来から町長もお話しのとおりであります、津波避難はできるだけ近くの高台に早く逃げるを基本とするのに対して、原発事故の避難はできるだけ遠くの地まで早く逃げるが基本ということであり、言わずと皆さんもご存じのとおりであります。

聞き及ぶところによりますと、当町避難想定は役場や民間の所有するマイクロバスなどを使い関川村方面へ避難を考えておられるとのこととあります。原発事故で飛び散る31種類の放射性物質、つまり放射性同位体の中でも粒子線と呼ばれる放射性物質は、風に乗る、遠くは400キロ以上先まで到達することが物理的にも確認をされております。当町の地理的位置と原発立地位置から、風向きを考慮すれば、本来は糸魚川方面か湯沢方面の避難が最良と考えられるわけですが、もし糸魚川方面ということになりますと、事故が起きた刈羽、柏崎の通過が不可欠になってしまう。湯沢方面ということになりますと、大雪の真冬であった場合の道路事情などから迅速な避難に大きな障害となることも想像ができます。さらには、地震や津波により、原発事故の場合既に道路破壊などがあった場合一体その搬送をどうするのかなど、大変これもまた課せられた課題は大きいわけがあります。

私も現時点で関川村方面は苦汁の決断として了とせざるを得ません。私自身も差しかえての妙案の持ち合わせは存在をいたしておりませんが、では今現在町の考え方で一度に搬送可能と思われる人数はどれくらいを見込んでおられるのかということと第1搬送で運ぶ対象者はどのような方を優先者としてお考えになっていらっしゃるのか、この点についての町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） まず、原発の避難にかかわるご質問でございますが、今るおっしゃっていることを私たちも重々承知しながら、どう対応すべきか検討しております。県から示されたところの避難先は、関川村と南魚沼市ということになっております。

しかし、今お話がございましたように、現実的にはなかなか、例えば柏崎、刈羽でその南魚沼なり湯沢に避難するというはなかなか至難な問題が出てこようかということで、私たちといたしましてはとりあえず関川村を大体避難をする先と考えながら、先回も、先日も総務課長以下担当が一

般の道路を確認しながら関川村までの避難ルートをひとつ走破してまいりまして、関川村ともいろいろ話し合いもしてまいったところでございますが、これから今お話のございました例えばこういう避難の場合の出雲崎町のいわゆる人数はどうなのかと、どなたをどう優先するのかというような問題もございますが、私は先ほどの自然災害の中でも申し上げておるんですが、仮にUPZ、私たちは30キロ圏内ですから、まず屋内退避ということになろうかと思えます。屋内退避といっても、やっぱり皆さんもしああいう過酷な、起きてはならないんですが、起きたとするならば、これは屋内退避で、「いや、まあ次の指示を待とうか」というような気持ちじゃないと思えますよ。住民の皆さんは、町がどういう一つの指示を出そうがどうしようと一刻も早く遠いところにもう避難したいというのが私は人間の心理だと思うんですよね。そういう点について、私たちは、先ほどもちょっと申し上げたんですが、私は屋内退避ということが大原則なんです、その前に、屋内退避をするときにもまず先ほど申し上げた町内、それじゃ、お互いに自分たちの、これは勤めている方もございますが、いつ起きるかわかりませんよ。ただし、例えば在宅の場合には、持っている所有者の車をどういう方々と乗り合わせてまず1次的なところへ移るのかというものを確認をしながら行動できるように体制を整える。

次の2次避難、これはやはり30キロ圏外に出なきゃならぬというときには、その体制の中で次の1次避難所、2次避難になれば屋内から次ですから、次の避難所から広域ルートを使って退避する。私は、この広域避難体制、この後にもあるんですが、バスや何かは県が配備するという事になっているんですよ。それは、できるわけがないですよ。絶対できない。絶対的に私はできないと思うんですよ。

だから、やはり私たちは、今町の中で持てる可能な限りの車両をどう利用するか。そういう問題の中で全体の町民を網羅してどうするかということを考える。その中でなおかつ対応しきれないところはそういうバスの配送なりそういうのを待つというような、机上なプランなんか簡単ですよ、つくろうと思えば。そうじゃないんですよ。やっぱりリアルに、現実的に、本当に可能性のあることをやらなきゃならない。

それには、簡単にお答えできない点もございますが、もうできるだけ、先ほどから申し上げている、体系的にやっぱり地域からそういう問題に対する共有していただいて、避難訓練の場合にどのような体制、どう避難するかということのをそれらもしっかりともう連携をとりながら、行政と連携をとりながら、そういうものを仕組みながら次の広域避難とかそういうものについて対処してもらいたい。そこまでいかないと、どういう形で避難するかと言ったって、これは簡単になんかできるわけがないですよ。これは、広域避難の場合には、輸送バスは県が行うということになっているんですよね。それは、とても県なんかできるわけがないですよ。そんなことを待っていたら大変なことになりますよ。そんなこと言うと、県はどう答えるかわかりませんが。私たちは、自分たちの町、可能な限りの対応をしっかりと、その後における策、どうにも対応できないのはそういう

ものを要請するというふうになってこようと思いますので、ちょっと何にどうして対応するかということはわかりませんが、まずそういう一つの基本的なしっかりした、もう現実に見合うような避難体制というのを出雲崎は出雲崎なりきの対処方法を整えていかんきゃならん。その中における県。私はちょっと申し上げているんですよね。県の会議でも言うんですよ。例えばどういう形で避難するか県が指示する。私は、そうじゃないとはっきり言い切っているんですよ。そうじゃない。これは、県がどう指示するんじゃないなくて、出雲崎町は出雲崎町のいわゆる地形なり、いろいろ人口分布なりあるいはその構成員は違うんですよ。県の指示じゃないんだ。私は、町が自らが現状を把握した中において、最も的確に対応できる何であるかということをもとにやらんきゃだめだ。県の指示じゃないと私は言っているのです。私は、やっぱりそういう持論から、先ほど申し上げたように、まず町、うちでしっかりと対応、組み立てをしながら、そして町だけで対応できないところは、いろいろな面でご協力いただくということになってこようかと思います。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） おっしゃるとおりでございます。これについての質問もまた続けたいんですが、時間の関係もでございますので、原発関連の質問の2のほうに移らせていただきたいと思っております。先ほどから申し上げているように、ずっと関連のすることですから、やや重複のするところもあるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

福島第一原発のあの恐ろしい事故以来、総務省、消防庁などから原子力発電所から半径30キロの近隣自治体は避難区域として避難計画の策定が求められております。原子力規制委員会の田中委員長は、以前の記者会見の席上で避難計画のない地域の原発の再稼働は基本的に困難との発言もされておられますし、また規制委員会の安全基準は原発設置の基準であって、原発そのものの安全性を保障するものではないとも述べられております。全国で対象となる135の自治体のうち、現在までおおむね半数近い自治体においては策定困難として避難計画の策定が完了していないと聞いておりますが、当町もまた公式な形で避難計画なるものの発表は行われていないと認識をいたしております。

避難計画の必要については、もう万人がその必要性を認めながらにして、ではなぜその計画を困難にしているのか。町長先ほどの答弁の中にも幾つも出てまいりました。計画策定が進まないのはどうしてなのか。

私は、ちょっと大きな話になりますが、安倍政権がうたう国土強靱化では、とかく地震対策や津波対策などが中心となって報道されます。認可権限を持つ国が原発再稼働推進をうたうなら、私は時を経てもなおかついつ果てるかもしれない長い期間生まれ育ったふるさとを追われ、不便で孤独な避難生活を余儀なくされる原発避難対策にこそ国は強靱化の責任を主導的に果たすべきだというふうに考えております。国が音頭をとり、原発再稼働容認の方向に進まんとするならば、再稼働に当たりこれほど重要な案件として位置づけられている国家、国民の命を守るための避難計画がおの

おのの自治体で杳として進まない理由は一体何なのか。障害となっているものは何なのでしょう。当町におけるそのような理由がございましたら町長からお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） この問題につきましては、今申し上げますように、私自身としましては町自体がしっかりと底辺から、本当に基本から、足元から組み立てをしながら広域体制に持っていきたいということが私の基本的な考えです。

しかし、やっぱり柏崎あるいはきょう新聞に出ましたね、刈羽はこの体制、広域体制をひとつ計画を立てると、間もなく発表するということですが、それじゃ、出雲崎町はどうするかということですが、出雲崎町といたしましては柏崎、刈羽、これはPAZの区域ですから、ここで柏崎、刈羽ですね、避難計画を立てられるわけですが、その柏崎市が立てた避難計画なり、そういうものをどういうものであるかということ参考をしながら町としても対応していきたいということを考えています。

[何事か声あり]

○町長（小林則幸） 明日これに対する研究会があるということで招集されていますが、そのときに今申し上げた柏崎、そういう皆さんが広域計画を立てた、そういうものを私どもたたき台にしながらひとつ計画を立てようということで今臨んでおるといってございまして、もうしばらくひとつ時間をかりながら、できるだけ早く柏崎、刈羽等々が例えば、条件は違いますが、やっぱり同じ条件だと考えていかなきゃならないのですよね。そういうことの中で、町も先ほどから申し上げているようなことも基本としながら、また他の柏崎、刈羽、UPZ私たちの、PAZの刈羽の広域避難体制のその具体的な計画等を参考にしながらまた検討して、できるだけ早く町としてもその計画について検討、推進してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） ここに町の防災計画の中に原子力災害対策編というのがある。これは、もちろん避難計画ではありませんが、避難計画そのものではないでしょうけれども、これを見ても本当にこれ大変ですね。これにこういったものがベースになってくるんでしょうけど、私もずっと読みましたが、これはもう大変なことを皆さん考えなきゃならない。だから、本当に一夜にしてこんなもの簡単にできませんよ、私だったら逃げますがね。それはそれとして、順次他町のものも含めて参考にされて進めていかれるということでもあります。ぜひいつ起きるかわからない災害でありますので、計画のほうの推進をお願いをしたいということでございます。

それでは、取り急いでまいりたいと思います。質問の3番目であります。福島第一原発の事故の現象から現行の国の考え方、問題点をひもときながら、その必要性をうたい質問を続けてまいります。

人間は、悪しき過去の反省から未来につなぐ英知を生み出す生き物と私は考えております。反省

のないところには進歩も生まれません。福島大災害から私たちは一体何を学ぶべきなのか、考えさせられる昨今であります。

既に報道もなされているところではありますが、2011年3月15日、福島第一原発の事故からわずか4日後の朝、現地では当時の吉田所長の命令を無視し、東電社員の9割に当たる650人が現地を離れ、いち早く10キロ以上離れた福島第二原発に避難をしていた。被災住民を置き去りにし、被災地域を見捨てたあげく、さらには3年以上もこの事実を隠ぺいし続けてきた。こんな無責任ででたらめな会社の人たちが運転をする世界最大の原発、刈羽、柏崎と私たちは隣り合わせに生活をしておりま。皆さんは、これを聞かれてどのようにお感じになられるでしょうか。

今回の福島原発事故は、水素爆発による核物質の拡散でありました。しかし、これがもし圧力容器内で起きる水蒸気爆発であったとするならば、そのエネルギー量は10倍に及びます。今回の避難対象区域を半径30キロとされましたが、では10倍のエネルギーを持っている水蒸気爆発であったならば、単純計算でその対象地域はおおよそ10倍の300キロにまで及びます。当然当県はもちろんのこと、東北一円、最悪は東京や神奈川県を含む関東圏の多くの自治体が一変して放射性物質の汚染地となった可能性があるわけであります。今回の事故の最大の教訓は、一旦暴走したら人の手による制御を許さないという原発というモンスターを飼うなら、間違いなくいかなる事故でも起こしてはならない。さらには、今回の事故ではっきり見えた重要なことは、立地自治体以外の周辺自治体のほうがむしろ被害範囲が広大であり、甚大であったという事実。現行の法の定めでは、あめむち同様昭和49年に制定された電源三法の法のもと、発電用施設周辺地域整備に関する法の定めに沿い、立地する自治体には電源立地地域対策交付金や東電からの寄附金などという年間に置き、当町とは比較にならない多額の資金の提供がなされております。

いつしかの某大手新聞にも載っておりました。万一事故となったら、一度被害が発生したならば事は立地自治体だけの問題では済まない。むしろ同等以上の被害をこうむることが想定されるその周辺自治体に対しても同様な予算措置を国は講ずるべきである。このような論説が掲載をされておりました。まさしく今回の福島事故を顧みれば私も同感であります。もちろん金を問題にしているわけではありません。

しかし、先ほど来から言う避難計画を立てるにしろ、防災対策に資金を投ずるにしろ、必ず何がしかの資金は必要にはなります。本当にかなうならば、お金なんかもらうより危険因子の原発がなくなったほうがいいわけです。そのほうが町民の生命や財産を担保しやすい。ですから、全てお金にすりかえて申し上げるわけではありませんが、国県力により原発を再稼働と言うならば、やはり自治体にとってはお金が問題とも言えます。私たちは、決して対岸の火事ではられません。事は刈羽、柏崎の問題だけではないわけであります。さもしくも卑しい考えかもしれませんが、しかし私ども周辺自治体は今後この福島事故の教訓を生かし、国に対して電源三法を一遍見直し、半径30キロはその避難の対象地域と言うならば、危険手当とも言える電源三法交付金等の考え方を立地自治

体と同等程度の処遇とすべきとの大きな声を上げていくべきと思われませんが、町長は私のこのうがった私見に対してどのようなお考えをお持ちでございましょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 電源三法交付金によるやっぱり倫理説でございしますが、新たなる交付を受けながら安全対策を施すべきじゃないかということですが、これはなかなか非常に大きな問題があるかと思いますが、たまたまきのうでしたか、きのうの新聞でしたかね、泉田知事はいわゆる法定外普通税として核燃料税、今停止をしているんですが、核燃料税をどうしても東電といわゆる合意をしたようでございしますが、今14.5%を17%に引き上げるということを今回開かれる県会に条例改正を提案すると言っています。

これは、今宮下議員がおっしゃるように、このいわゆる税収を上げることによって、それをやっぱり安全対策に向けたということが趣旨のようですね。そういう意味で、うちの町として、これは私も願わくばそうありたいと思いますが、なかなか三法についてのいろいろな意味で町が新たに法律を制定した中に受けるというのはなかなか厳しい問題があると思いますので、私らといたしましては、県が今法定外普通税であるところの核燃料税を相当アップするわけですから、それを知事ははっきりと安全対策に向けると言っているわけですから、そういうものの中に私たちも一緒になって、特に私たちはUPZ30キロ圏内と言いながら、柏崎、刈羽と同じですよ。そういう点で優先的に屋内避難というところのある程度の強固な、堅牢なシャットできるような施設をできるならばつくるといようなこともこれは県とまたちょっといろいろ話をしながら進めていくべきじゃないかと。

ただ、町が今これが三法のさらにまたこうしなさいと言っても、なかなか厳しい問題があると思うんですよ。県がたまたまそういう行動を起こしますから、そういう中に私も一緒になって対応してまいりたいというように考えています。

○議長（山崎信義） 宮下議員に申し上げます。間もなく持ち時間になりますので、まとめに入ってください。

○1番（宮下孝幸） じゃ、4番目に早速入らせていただきますが、まかり間違うと議長にもう二、三分いただくかもしれませんが、そのときは申し上げますので、よろしく願いいたします。

最後の4番目の質問のほうに入らせていただきます。非常用持ち出し用具や簡易防災服の配備について伺ってまいります。今現在我が国においては、原発事故が起きた際、これを直轄的に所管する省庁がございません。原発先進国であるアメリカ合衆国は、アメリカ軍の中の化学精鋭部隊が先頭に立ち中心的に危険作業や事故処理の対応に当たるとされております。

いつしか泉田知事も発言をされておられました。国内における明確な法整備がなされていない現状では、原発の再稼働などあり得ないと。つまり、万一事故処理や避難誘導あるいは災害者の救済など、これ自衛隊が対応するのか消防庁が対応するのかあるいは海上保安庁なのか警察庁なのか、

一体どこが責任を持って対処するのか明確な法の定めは我が国においては存在をいたしておりません。自らの命は自らで守れと言わんばかりのそんな中での避難計画の策定でありますから、自治体は独自に、自主的にあらゆる想定を問答し対策を講ずる必要性に迫られているわけであります。

そこで、あらゆる災害対策品として、家庭においては災害時に有効と思われる非常用持ち出し袋を備えておくことが大変重要でありますし、さらには原発事故を想定するならば、直接的に原発の被曝から身を守るタイベック素材でできた簡易型防災服やマスクなどの配備もプラスしたほうがよいものと思われまます。

福島が事故を起こしたとき、完全防備の防護服に身を包む自衛隊員が続々と現地入りした際、一体何が起きたのかわからないあの地の住民の方々は、みぞれふる中傘もささずに外に出て、現地入りする自衛官たちに「あなたたちは戦争でも始まったかのような何でそんな物々しい格好をしているんですか」と、「一体ここで何が起きているんですか」と訪ねられたそうであります。もちろんその数名の方々は、後に被災した放射性物質により被曝していたことが報道によって伝えられております。大変悲惨なことです。あのときに正確な情報や知識があり、備えがあったとするならば、福島の被曝者はもっと少なくて済んだかもしれない。そろそろ出始めましたね、福島の子供たちの甲状腺がん。これは、チェルノブイリでもわかっていました。5年を境に急激に甲状腺がんはふえていきます。3年を過ぎた福島の現実が本当にこれから未来ある子供たちの将来を奪うという形で出てくるのではないのでしょうか。

いかがでしょう、町長。私が今申し上げたような設備、これはもう全てを完璧にしていくことが理想論かもしれません。しかし、不必要では決してないものだと思うんですね。町民各位がおのおのにおいて用買をすることも必要でしょうけども、やはり町が支援をする体制、考え方そのものもまた持つていく必要も出てきているのかもしれない。いかがでしょう、こういったものを避難時における必須アイテムとして今後時を経て順番に一つ一つ解決をしていくようなお考え方というのはお持ちでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 非常用持ち出し、簡易防護服の配備検討ということでございますが、この簡易防護服、防護資材につきましては、本町には県から配備されておりますが、これはあくまでも今宮下議員さんがおっしゃるように、いわゆる町民の避難後に戻って従事をするための数量が配布、配置されています。簡易防護服は140着来ておりますし、マスクは150個参っております。これにつきましても、町民につきましては防護服を必要とする前の線量でもう既に広域避難ということが入っていますので、その後の対応なりで職員なり消防の皆さんにお願いする部分になると思いますが、そういう方々がまず身の安全を確保するという事で防護服140着あるいはマスク150個配備してございませすし、また宮下議員さんもおっしゃるように、一部持ち出し等についても町はどうかということでございますが、私としましてはやっぱりこの災害時、これは単なる原発だけじゃなくて、自

然災害のほう、どうあっても県に何を持ち出さなきゃならんということをまず基本的には、やっぱり町民の皆さんから例えば一時避難するにしてもやっぱりお金は必要ですね。そして、例えば長引く場合には通帳、お金を引き出すための通帳あるいは印鑑あるいは保険証あるいは例えば持病を持ってそういう薬を飲まなきゃならない人たちは、基本的にはそういうものを持ち出すということをもう自らしっかりと、これは行政じゃなくて個人からしっかりと確認しておいてもらわなきゃならない。そして、一時的な、この前新聞、きのう、二、三日前の新聞に出ていましたね。新潟地震、あのときも避難したときバナナとかあめとか菓子、これが非常に役立ったというその事例もございますから、そういうものは各戸でしっかりとこうした場合にはどうするかということをもう自らが確認をしておいて非常袋なりにやっぱり持ってもらいたい、懐中電灯とか。そういうような考え方で、基本的な、全体的なやっぱりそういう町民の安全を守るための防護服なり、そういうものは限られておりますが、個人、町民の皆さんからはそういう対応の中で、あってはならないことです。あってはならないことですが、事故に備えながら万全を期すということをひとつまた意識づけていただきたいなど、またお願いしていきたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 宮下議員、時間超えていますので、まとめてください。

○1番（宮下孝幸） 定刻を過ぎております。まだまだ言い足りないこと多々ありますが、これで町長のほうからも答弁いただきました。

以上、私のほうからの質問を終わります。

○議長（山崎信義） この際しばらく休憩します。

（午前10時35分）

---

○議長（山崎信義） 皆さんそろったようでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

---

#### ◇ 田 中 政 孝 議 員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

次に、5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 私は、かねがね道德教育について大変関心もありまして、今回道德教育について質問させていただきます。

人間を人間とも思わず、虫けらのように簡単に殺してしまう凶悪なニュースが毎日のように報道されております。子供の首を絞め遺棄した、殺す相手は誰でもよかった、頭、体、手足をばらばらに切断して埋めたとかというような事件が多発しており、低年齢化しております。20歳以下でも大人とみなすような方向にあります。そこで道德教育を見直す方向にあり、平成28年から教科にするとされています。これいろんなものちょっと調べましたら、27年からというような書き方もし

ているようでございますけども。道徳教育といたしますと、1890年、明治23年10月30日に発布され、1948年、昭和23年6月19日に国会の決議により廃止されるまで、教育勅語が日本の教育の根幹であったものと思います。その後に教育基本法が成立し、59年後の2006年、平成18年12月15日に全部改正され、現在の教育基本法になったわけであります。教育勅語には、12個の道徳項目が書かれております。ここでちょっと紹介させていただきますが、12の項目といたしまして、1、親に孝養をつくしましょう。つまり親を大切にということであります。2、兄弟、姉妹は仲良くしましょう。3、夫婦はいつも仲むつまじくしましょう。4、友だちはお互いに信じあって付き合ひましょう。5、自分の言動をつつしみましょう。6、広く全ての人に愛の手をさしのべましょう。7、勉学に励み職業を身につけましょう。8、知識を養い才能を伸ばしましょう。9、人格の向上につとめましょう。10、広く世の人々や社会のためになる仕事に励みましょう。11、法律や規則を守り社会の秩序に従いましょう。12、正しい勇気をもって国のため真心を尽くしましょう。この12項目は非常にわかりやすく、またまさに人間として人間らしく生きる教えではないかと思ひます。子供を叱ることもできず、褒めることも苦手な親が多く、家庭での教育力の低下が考えられます。それも核家族化が要因の一つではないかと思ひます。

そこでお尋ねいたしますが、道徳の教科化についてどのような見解を持っていらっしゃるのか、教育長に伺ひます。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

日本の道徳教育は、田中議員のお話のとおり、いわゆる明治時代の教育勅語、そして戦後の教育基本法、さらにまた改正を含んで現在に至っているわけであります。学校における道徳教育の目標は、まず学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことにあります。現行では、週1回、年間35時間の道徳の時間、これは教科としてではありませんけれども、授業枠であります。今ほど述べました道徳の目標に基づき、各教科、学級指導あるいは各種の教育活動等と密接な関連を図りながら、例えば自他の生命を尊重するなどの道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、そして道徳的実践力を育成するものであります。道徳の教科化は、これらを一層充実するためのものであります。道徳を制度上位置づけて充実し、また検定教科書を用いるという流れで検討されていると聞いております。そのようになれば、道徳の時間もさらに充実されるものと期待され、また教師が一人ひとりの子供を道徳面からより確かに見取ることになるのではないかと考えております。田中議員ご指摘のように、今子供の規範意識の希薄化や犯罪の低年齢化などが見られるところであります。私は、そのような状況の中で子供の規範意識や自己肯定力あるいは豊かな人間性などを助長する道徳教育が一層重要であると考えております。道徳の教科化の実現には、幾つかの課題もあります。例えば点数ではあらわすことができない評価の仕方や指導を充実するための教員養成、そして教科としての免許制の確立あるいは検定教科

書の作成等々の課題があります。いずれにいたしましても、現行の道德教育の成果や課題を十分踏まえつつ、関心を持って中央教育審議会の答申や国の決定を見守りたいと考えております。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 確かにそうでありまして、この道德教育の教科化というのはまだ大変難しいところがあるのではないかというふうに考えておるところでございますが、いろんな意見があるそうございまして、道德を評価しようとする教員の前でだけいい子になるような子供がいるようになるのではないか、評価は大変方法をしっかり考えなければならないというようなこととか。確かに先ほど言われました1週間に今1度、それが2回、3回に増えたとしても、教員が何をどのように教えてよいのかわからなければ、とても成果は上がるものではないと。教員の道德的指導力、これが非常に問題になってくるというようなことも言われております。

また、先進国では、道德教育を教科として取り上げていないという国が多いそうでありまして、国家が主導してやっている国はほとんどない。道德教育とは良心にかかわることなので、国家道德を統制することに対しては警戒感を持つ国が非常に多いというようなことも記されておるところでございますけれども、この道德教育化につきまして問題点というところがどのようなものと考えていられますか。問題になるところはどんなところがあるんでしょうかね、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 先ほど申し上げましたように、現在教育再生会議あるいは中央教育審議会のもとで専門の方々がいろいろ話を持っているところであります。開催の時期が27年度あるいは28年度になるかどうか、この辺のところは今田中議員がご指摘されたとおりでありまして、いろいろな考えがあって、これから決定されていくわけでありまして、その教科化の問題点は、先ほど申しましたように1つは、同じことにはなりますが、なかなか考え方あるいはその子供たちの行動を点数であらわすというような形にはまいません。それがどのような形で行うかというふうなことになりますが、今言われておるのは総合学習の中で文章であらわして評価しているところあります。あるいはまた、現在は指導要録の中で十数項目の道德規範、いわゆる基本的な生活態度あるいは公正、公立というふうな類いのものを、顕著なものを子供たちに指導要録として記載されて評価しているというような状況がありますが、全く点数であらわせないものだけに、どのような形であらわすかはこれからの大きな課題であろうと思います。

それから、その授業自体も非常に1つの文部科学省から出されている「私たちの道德」というふうな本にのっとりながら、県の教科書あるいは独自の道德性のある類いの教材をもって指導に当たっているわけでありまして、そういう面では一律にこのレベルまでみんなの教員がそこに到達しているというふうなわけにはなかなかいかないところがあります。したがって、第2の問題点というのはそういう教諭の養成であり、校内研修あるいは外での研修でないかな、そのように考えております。

そのことを通しながら、免許制の確立というふうな形で申しましたが、これも実際にこれからなるんでしょうけども、特別の教科というふうな形で進んでいくという話もございます。したがって、道徳の教科を教科制にして免許を取らせるというような形もどういうふうになるのか全く私にはまだわからないわけでありまして、全職員、全学級担任に道徳が教科になって免許制という形で道徳の免許のそれを持たせるということになると、もうすぐにはできる問題ではないかと思っております。したがって、特別の教科というふうな形でそれは成していくのかなというふうに考えているところであります。

この検定教科書、教科になりますと文部科学省がいわゆる検定を受けた、それを妥当性として認めた教科書、これを教科としては使わなければなりません。そういうような中で、これらの教科をどういうふうにしていくか、そして充実したいいわゆる授業としてやっていくか、それが大きな課題ではないかな、そのように考えているところであります。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 大変難しい問題でありまして、まだまだこれから手探りでやっていくところがあるのではないかとこのように思っておりますし、点数、これはやっぱり点数はつけるべきではないと私は思っております。道徳を点数につけた、算数とか国語とか、そういうものは、いい、悪いというのはきちんと判断できるんですけども、道徳というのはどこまで、どれがいいか、悪いか。善悪はそれは当然ですけども、道徳というものはいいとか悪いとか、段階的に点数をつけるのはちょっと難しいなというふうに私は個人的に思っております。

それと、なかなか教材というのもこれから、教科書ですけども、教科書をつくっていかれるわけですけども、私はこれはやっぱりこの教科化というのはできるだけ早いうちに教科化の方向に持っていくべきだと私は思っております。ある程度きちんとした中で、当然ですけども、文科省のほうはやっていくとは思いますが、今ほどご説明があったように、100%きちんとならなくても教科として立ち上げていく方向のほうは私はいいかんと思っております。

そこで次に、道徳教育の重要性というようものを今まで教育長さんも今お話しになりましたけども、またほかに重要性という観点からご答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） ただいまのご質問は、道徳教育の重要性というふうなところでご質問になりますけども、このご質問は教育の目的とすることと切り離すことできないのではないかと、そのように私は考えております。国の教育基本法にいわゆる教育の目的が示されております。その文面は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあります。人として最高の指標であるこの目的を果たすために、道徳教育は大変重要な役割を果たすものであると考えております。そして、道徳教育の指導内容からお話し申し上げなきゃならないと思っておりますけども、大きく4つに

分けることができます。1つは、責任ある行動や自主、自立を育成するなどの自分とのかかわりの分野、そして2つ目には思いやりや相手の立場に立って真心を持って接するなど、他の人とのかかわりの分野、そして3つ目には人間の力を超えたものに対する畏敬の念、美しいものに感動する心など、自然や崇高なものにかかわる分野、そして4つ目には公德心、正義、公共心あるいは郷土や国を愛する心を育成するなど、集団や社会とのかかわりの分野であります。あわせて、経験、体験活動や先人の話を聞くなどして心を耕し、価値観を深めていくことであると考えております。これらの指導内容から道徳心を学ぶものであり、このことから道徳教育は子供の人間性や人格の基本にかかわるものであります。そして、子供の自らの行動の指針や判断、決断のよりどころとなる極めて大切な道徳教育の重要性を包括し、意味するものと考えております。その一例といたしまして、今ブラジルで行われているサッカーのワールドカップ、これで日本代表チームはコートジボワールに敗れてしまいました。しかし、今特に話題となっておりますのは、日本人サポーターがその試合後黙々とそのごみを集めてやっている姿に各国メディア、各国の人々が非常に大きな感銘を受けているというふうなことが伝わっております。そういうふうなことを考えますと、道徳教育のその先にある重要なものは、そういうふうな姿あるいは行動だと私は考えます。したがって、今それが大きく花開かなくても道徳教育を地道に重ねていく、これが日本の教育の大きなポイントではないかな、そしてまたそのような形で進めていく、そのように認識しておるところであります。しかし、広い意味で、道徳は学校だけで身につけられるものではありません。議員もご承知のことと思いません。現在の日本社会は親や地域社会の教育力、指導力が弱くなってきていると言われております。その面の充実をこれから一層図っていかなければならないわけにありますけれども、とりわけ道徳教育の重要性を高める上で、親、家庭、地域で子供を育てていく一体とした教育が実に肝要であると考えております。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 教育長さんは教育者でいなさるから、細かくご説明いただきましたけど、まことにそのように私も考えております。確かに先ほど言われましたサッカーのサポーターの方のすばらしさ、あれはしかし大したものですね。ああいうことが本当に道徳教育の一環であるというふうに私も同感しております。

そこで、町長にもちょっとお聞きしたいと思いますが、この道徳教育の重要性といたしますか、ひとつお考えをお聞きしますが。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ただいま教育長が答えたとおりでございますし、また田中議員さんのご質問にもあったように、私やっばり子は親の後ろ姿を見て育つ、これ昔から言われております。やっばり私は、あんたもまたおっしゃったように、まず家庭教育、その中における地域、我々成人がもっとしっかりしなきゃならんと思っています。ちょっと角度を変えて申し上げますと、兼好法師は、「徒

然草」の中で、3つのよき友を持ちなさいと言われていたんです。1つには物くるる友、2つ目には医師、お医者さん、3つ目には知恵あるもの、これを求めなさいと。そして、皆さん、人の人命を救うお医者さんが入院患者のチューブを抜いて、点滴のチューブを抜いて、私は誰でもいいから殺したかった、全く啞然とします。こんな世の中なんですよ。そういう者が先ほどあなたが冒頭におっしゃったような、もう目に余るような凶悪な犯罪が次から次へと起きている。これをどうするか。本当に単なる教育だけでは、子供の教育だけではおさまらないんです。まず、親が、地域がしっかりしなければならぬ。私かつて6月7日の全国良寛大会の来賓としてお招きをいただいたその挨拶で申し上げました。日本は経済大国になりました、しかしよき伝統は全く失われつつあると。いわゆるわび、さびを解する気持ち、そして家庭愛、人間愛、地域愛、そういうものが失われている、嘆かわしい問題ですと。そのことがいろいろな問題に波及をしていると。私は、改めてこの良寛さんになぞらえて申し上げるならば、本当に芸術の極致をきわめながら、なおかつ生きとし生けるものに最大の慈愛を与え、子供たちと遊び、しかも人々を善導したその姿、清貧の中にもしっかりと生き抜いた良寛、その姿を私たちは改めて呼び起こさなければならぬと申し上げました。実は私の町長室の隣に応接室がございます。そこへ額がかかっていました、良寛さんの。今はそれちょっと改造しまして、どこへ行ったんでしょうかね、ないんです。私は、それをよく読みながら、さもありなんと思った。それは、「徳を積むこと厚くして、おのれに受くること薄し」、いわゆる日ごろお互いが人間として善導、いいことをしながら皆さんを導き、皆さんに徳を与える、しかしそれによってその与えたものを受け取るんじゃなくて、逆にそういうものの中に自分が本当に奉仕的な気持ちでそれをしたもの、それがまたすばらしいんだという言葉です。「徳を積むこと厚くして、おのれに受くること薄し」、全く私はそうだと思うんです。そういう人間の生き方をお互いがしっかりと身につければ、こういうことは起きないんですよ。しかし、性善説、性悪説ございますように、人間生まれながらにして悪なのか、善なのか。これは極論は申し上げない。それは人間にもいろいろなあれがあります。考え方もある。しかし、総合的に少なくとも性善である、人間は生まれながらにして善だという気持ちをしっかりと持って、お互いにやっぱり前向きにそういういろんな活動をするということが教育、子供の教育だけではだめですよ、我々成人が、家庭が、地域がしっかりと範を示す、それによって教育以上の効果があるんです。私は、そういう意味でもうやっぱり我々自体がしっかりと反省すべきことは反省をして、本当にこの地域あるいは指導者としてどう生きるべきかということ問い直す時期だと私は思っています。そういうことを進めなければよくなんかなりません。私はそう思います。そういう意味で、私もまだまだ勉強不足です。しっかりとそういうことを反省しながら、これからひとつ子供たちのために、地域のために頑張っていきたいと思えます。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） まさにそうだと思います。これ子供の教育だけでなく地域全体、みんなが

そういう教育をしていかなければならないというふうに私は思っているところでありまして、話がまた全然飛ぶんですけども、先日の5月7日の小学校の運動会、町長も来られましたですよ。でも、町長は途中でお帰りになりましたけども。そのときに、あれは何番目かな、それはいいんですけど、玉入れがあったんです。玉入れ。その玉入れは、PTA、またPTAの家族とか来賓の方、その玉入れの、赤、白に分かれてあったんですけども、そのときにいられた方は、執行部の方は何人もおられんと思います。議員もほんの数名だったと思うんですけども。そのときに、私から見たら非常に嘆かわしいことがありました。玉入れの終了の合図が鳴ってもどンドン、どンドン入るんです。それ目に余った教頭先生がやめ、やめ、やめなんてことはもう何度も言われましたけども、そんなものお構いなくどンドン、どンドンいくんです。それで、しょうがなく教頭先生は、赤のかごから7個とってくださいというように言われました。当然だと思います。でも、あの光景を見て、これはしかしこんなルール違反をするような親がいるのかなと、私は本当に残念でした。恐らく傍聴に来られている方も見受けになった方はいらっしゃると思いますけども、そのときの様子をぜひ、副町長はいられましたですよ、副町長はあの光景を見られてどのように思いましたか。ちょっとお願いします。

○議長（山崎信義） 副町長。

○副町長（小林忠敏） 先ほど7日とおっしゃいましたが、5月24日だったと思いますけどね。5月24日に開催されました出雲崎小学校の運動会には、私も出席させていただきました。そして、午前の部の6番目、7番目の種目だったと思いますが、6番目の種目は1年生、2年生による玉入れが行われました。確かに生徒の皆さんは始めの合図、終わりの合図、本当に規律正しくやっておられましたし、またほかの競技においてもすばらしかったと私は思っております。そういう中で、今議員さんが指摘されましたように、その次に私ども一般の方と来賓の玉入れがあったわけですが、始めのときの合図は何ともなかったんですが、今ほどの話のように終わりの合図が鳴ってもまだ玉を入れておったというような状況でございました。中にはやはり何年ぶりの玉入れということで、いろいろ考えるとこもあつたのではないかなというような感じもいたします。いずれにいたしましても、やはりルールはルールとして守っていかなければならないと思いますし、またこのルールが守らなければ競技というのはやっぱり成り立たないというふうに私は思っております。特にまた子供の手本になるべき大人の皆さんがこのような形であったということは非常に反省しなければならないと思っておりますので、これを機会に私を含めて大人の皆さんはひとつもう一回考え直しながら、心を入れかえてやっていく必要があるのではないかとこのように感じました。特にまた道徳教育につきましては、これらを含めた中で大切なことだと私は思っております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） どうもありがとうございました。教育長さんもたしか呼ばれていたと思います

が、そのときの感想をちょっとお願いします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 実はそのときに私ちょっと席外してしまして、その今の言われる大事なときにちょっといなくて、想像がこうやってもまぶたの前に映るんでありますが、今のお話、やはり日本の国は非常にモラルが厚くて、美しい精神を求めている民族かなと思います。古来からあるものを全て道、例えば花であれば華道、お茶のほうであれば茶道とかいろいろ、剣道、柔道というふうに道というふうな形で物事をそこで締めくくる精神がある。それは、やはり目指すべきものをしつかりと捉えた、そういうふうな日本国民であるというふうにして認識しております。そのような中で、決められたことに対してルール違反というふうなものがあった場合には、世に、そして人に認められる、受け入れることができないところとして、やはりまずそれを基本とする考え方は大事なことではないかなと。玉入れの場合も決められたルールがあるわけでありまして。たとえ余興的であっても、その結果が集計やあるいは勝負につながる、点数につながるということになれば、なおのことそういうしっかりとした意識でもって物事を自分自身取り込んでいかなければならんと思うんです。特に今ほど副町長も申しましたように、子供の前で大人がそういうふうな状況はやはりお手本にならない。大人がやっぱりお手本になるということはもう極めて大事なことで、言をまつところではないかなと思っております。したがって、ルールがある、なしにかかわらず、先ほどのごみ拾いの例ではありませんけども、美しい精神は本当に世の人、見る人を本当に和ませ、すばらしいものをそこに与えるものだと感じておりますので、今ほどの議員のほうの質問はそういう意味で大人がしっかりお手本を見せながら世の子供に伝えていくべきものと考えております。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） そうですよ。小学校の運動会ですよ。手本を見せなきゃならない立場の人たちがそういうようなルール違反といいますか、もう目に余るような行動だったと私は思っております。これを町長、お聞きになってどう思いますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 父兄の皆さんも子供たちの前に参加しながら、1つのルール、きちっとルールはあるわけですから、全くアンフェアなことは許されないことですが、たまたま子供さんのそういう中でやはり余りにも、娯乐的なそういう意味で若干のお気持ちがあったと思うんですが、やっぱりそれは許されるべきものじゃないと思います。私も率直に申し上げまして、例えば応援団の紅白合戦、また応援合戦、どちらですかと言われたときに、私は赤、白両方上げた。ひきょうだと思われるかわかりませんが、私はやっぱりそういうものは、私の立場からすればあれだけ一生懸命応援しているその立場を考えるとどちらに黒白をつけがたかったから、私は両方上げた。これはお叱りを受けるかわからんども、やっぱりそういう惻隱の情というのは必要なんですわね。やっぱり全てを公式的にぴちっとやる、その中におけるまた一つの何となくユーモラスな、あるいはまた人間、

そういうものもまた必要になってくるんですよね。ただし、ルールはルールですわね。しっかりと守るべきものは守らんと、これはやっぱり私は、見てはおりませんでした、いかにいろいろな立場、気持ちはあられたと思うんですが、これを是とするわけにはいかない、やっぱり反省をさせていただかなければならんかなと思っています。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） それで、町長、尼瀬の善勝寺の境内に、尼瀬の善勝寺ってご存じですよ。教育長のお寺のすぐ上に善勝寺というのがあるんですけども、善勝寺の境内に孝婦ゆりの碑があるということはご存じですか。これは、昔は孝子ゆりというふうに私も父の母、ばあちゃんから聞かされていたんですけども、よく聞きますとこれは孝子ゆりでもいいけども、孝婦ゆりとなっているんだというふうにお聞きしました。どちらでもいいんだそうですけども、私も孝子ゆり、孝子ゆりというふうに教わりました。孝子ゆりの碑がありまして、その前の境内が親孝行というところがあるんです。教育長、そうですよね。親孝行って言いましたよね。ばあちゃんがよく言っていました。親孝行で何とかこうとか。私たちはそこで野球をやっていたんですけども、今行きますと非常に小さく見えるところですけども、非常にその広場もきれいになりまして、整備されまして、大変行きやすくなっているところでもありますけども、その碑について町長はどの程度ご存じかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

〔何事か声あり〕

○議長（山崎信義） 町長、いいですか。

町長。

○町長（小林則幸） 孝子ゆりの碑があるということは、町のいわゆる子供たちの、あるいは学校のあれ出ていますね。それを私は理解しておるんですが、その由来等については勉強不足で、今教育長からちょっとあれをいただいたんですが、やっぱりそれなりのあれがあろうかと思いますが、もう少し勉強させてもらってあれしたいと思いますが、今ここで孝子ゆりがどういう順序であの碑が建ったかというのは、これは教育長にもしあれだったらちょっと。勉強させてもらって。皆さんおわかりかどうかわかりませんが、ちょっと説明してください。勉強させてもらう。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 私が言って間違っているとあれですが、江戸時代のことであつて、ゆりという、お嫁に来られたゆりがしゅうとめを非常に看病をよくして、それが代官のほうに、時の幕府のほうにその親孝行が、姿が伝わって、その当時はよくやはり国からすばらしい行いをした者に対しては褒美をとらすというようなことはいろいろあったようではありますが、その一つに今のお話のように、孝婦ゆりになります。孝婦ゆりがその対象になって、非常に国から、当時の幕府、国から褒美を遣わされると。それほど親孝行というふうなもの大切さ、それを実践する姿がたたえられてその碑になったものと考えております。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） さすが教育長、素晴らしいですね。全くそのとおりでございまして、当町にもそういう素晴らしいものが、碑があるんですよ。そういうことで、この我が町も良寛生誕の地であり、そういう今言われました素晴らしい碑があったり、碑があるということは親孝行をしたということなんですよ。そういうので褒美をもらったというようなことなんでありまして、そんなことにおきまして、当町におきまして、先ほど教育勅語というのはいろいろ言いましたけども、そのような、そういう当町においても子供たちに教えるというよりも町民みんなにわかるような何かスローガンといいますか、この教育勅語をまねるで言っているわけじゃないんですけども、そういう何かものがあればいいなというふうに思っているんです。何かそういうことをお考えになった中で、当町においては素晴らしいこういうことをしましょとか何かつくってPRし、そういうことによって町も盛り上がり、地域住民の方がみんなこの道德ということ。昔はしつけ、子供たちにしつけ、親がみんなしつけしたんですけども、今の大人はそういうしつけになっていないんです、実は。私も含めてですけども。だから、そういうしつけになるような何かスローガンのものをできないものかなというふうに私は考えておりますが、その辺ちょっと町長どのお考えかお聞きしたいと思っております。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのおっしゃるとおりでございますので、私も本当にご質問にお答えできなくてじくじたる思いがございまして、改めてそういう歴史的な大変由緒ある碑なりあるいはそういう一つの後世に伝えるべきものはあろうかと思っておりますので、町史なりいろいろなところでは伝えてあるんですが、私自体がそれを勉強していないということ自体があれですが、ただうちの町も、先ほど良寛さんのことを申し上げましたが、町民憲章の中では良寛さんの心を心とした思いやりのある町づくり、これひとつ確実に町民の皆さんに常に伝えながら、皆さんからもご理解いただきたいと思っておりますので、その良寛さんの心、私が申し上げたそういう基本にしながら、そういう隠れた逸話なり、そういう伝道行為をやっぱり子供たちなり町民の皆さんから知ってもらって、ああ、昔はこういうよき時代もあったんだなと、こういう人もいたんだなということを思い起こさせるような、そういう啓蒙活動もしていかなければならんかなと思っておりますが、出雲崎にはそういう孝子の碑があるんですよ、これはこういう由緒のあるもんですよということをやっぱり子供さんからも知ってもらったり、また地域の皆さんからも知ってもらう。ただ、それをどういう形であらわすか。言うなれば、先ほど申しました町民憲章の中にもそういう基本的なことがきちとうたっておりますが、またさらにそれを細分化して、細かくまた町民の皆さんに伝えるような機会を、またPRする機会をまた考えていきたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 今は本当に豊かになりまして、物は何でも買えますし、本当に好きなものを買

えるわけですが、心はなかなか金でも買えません。ぜひとも我が町全体をそういうような、もちろん暴力、いじめのない心豊かな町づくりに励んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで質問終わります。

---

#### ◇ 諸 橋 和 史 議 員

○議長（山崎信義） 次に、8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 端的に質問いたしますので、端的にお願いいたします。

実はエコパークの3期工事が始まるということで私この一般質問させてもらうわけなんですけども、現実的には同意書の中の8項目めに、3期処分場の工事着手は今後取り交わす地域振興策の合意後に行うというふうなことが明記されております。ということは、今じゃないと3期工事が始まってしまうとその合意点なくなるんじゃないかというような懸念から、この八手地域の基盤整備とこの352の改良ということで町長に質問させてもらいたいと思います。

6月16日の予算審査で、平成28年に工事着手という、今年度で補正で少し金額がついているんですけども、28年に工事着手ということで八手地域の基盤整備が始まるということなんですけども、現実的には総面積が44.5ヘクタール、総事業費で8億円ということがあるわけなんですけども、今までの中山間地域では薬師堂地域の当初予算で16億3,000万ぐらい、最終的に完了で13億数千万、六郎女地域が当初予算で13億数千万の予算で、完了の時点で12億幾らだというふうに把握しております。現実的に、民主党の時代にその基盤整備というのが減額されて今に至っているわけです。この中山間地域も減額されて8億という数字になっておるわけなんですけども、現実ことしの4月から消費税が8%に増税されております。5%から3%上がっています。また、今年度末に政府案として10%にというような方向性があらわれてきています。それが28年度までに決定するのかどうかはちょっとわかりませんが、現実の話として減額された8億の総事業費の中で事を進めていく中で、8%あるいは10%の消費税がかかってくると工事内容が低減してしまいます、現実の話として。今まで5%のものとは比べますと約5%事業量が違ってきます。そういう観点から、中山間地域では地権者負担が5%ということになっております。諸物価高騰しております。そんな中で、このエコパークの同意書の案の一案として稲川地域に基盤整備が入ると、これ八手地域として稲川地域も入るということで、稲川地域では受益面積が11.1ヘクタール、これが基盤整備面積、それと暗渠で4.7ヘクタールということで今現在出ているんですけども、現実には担い手育成でやりますと農家負担が10%、集約率6割になりますと5%に落ちます。それで、組合なり生産組織ができますと2.5%まで落ちるような国のというか、そういう政策があります。そういう観点から、私は稲川地域にあっては無償でもいいんじゃないかというような、例えばの話で、これは例えばの話なんですけども、減額措置ができないものかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） そういたしますと、諸橋議員さんの最初の八手地区の基盤整備の見通しということは、もう自らお答えされているように、明示してあるとおり、事業規模、金額というものを示されておりますので、これはそれでは割愛させていただきまして、次のいわゆる第3期最終処分場の、廃棄物処分場の町が受け入れたことによるその振興基金をこの稲川地区の基盤整備に充てられないかというご質問ですが、これは振興基金につきましては、やはりこれからいよいよ県と、あるいはまた稲川の皆さんともお話し合いをさせてもらって稲川との折衝に入るんですが、この基金はやはりある程度町の全体事業の中のポイントを絞り込んで該当事業に充てるということになっています。そういうことからいたしまして、特に稲川地区につきましては稲川地区のまた要望等もあるかと思っておりますので、それを十分織り込んでまた振興策については進めてまいりたいということで考えています。町は町として町全体の事業、いわゆるその進行を考えながら、それをどういう形の中で振興基金を入れるかということになってまいりますが、結果的には率直に申し上げまして稲川地区の基盤整備に対して補助率を下げるとかゼロにすると、これは考えておりません。これは公平を欠きます。これは到底考えられないことです。これは一切私考慮できない。稲川に対する貢献策はこれは別途に考えますので、基盤整備は切り離していただきたいということでひとつご理解いただきたいと思っておりますので、確かに消費税関係、諸橋議員さんがおっしゃる気持ちもわかるんですが、そういう点につきましては今後事業を進めあるいは基盤整備を終了した後における生産組織なり、あるいは機械導入、いろいろな一つの事業が進行してまいろうと思っておりますが、そのときにしっかりとまた対応してまいりたいと思っております。振興基金も入ってまいりますれば、出雲崎全体の総枠の中で歳入として入ってくるわけですから、結局例えば今までのように年間1億入る、1億入ってくればその分は単にいろいろな意味で利用できるわけですから、もうより総合的に考えて最も、今これから子育ての問題も出ます、いろいろな問題出ます、そういう重点施策の中に投入しながら考えていきたいというふうに。個別の問題に対して補助率を下げるとか、負担金をゼロにするとかということは、これはちょっと行政のいわゆる手法としてはバランスを欠く、また考えられないことだということでございますので、ご理解いただいて。趣旨は十分理解しています。そういう意味のまた配慮は十分してまいりたいと思っておりますので、具体的ないわゆるその今ご提案されたものについてはちょっと私としては対応はしないというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） いろいろな話で今、例えば稲川地域についてはゼロにしてくれというのは、これは私の主観でありまして、現実的にそれができるとかできないという問題はもう少し置いておきまして、現実の話として、例えば地域性によりますとこの中山間地域には5%の農家負担というのが厳然と法律で残っております。その中で、例えば振興策の一環としてこの町に地域振興策としての予算が下りてきた場合、そのときに例えば集約率が例えば7割、八手地域の人たちについては非

常に後継者がいないという中で44ヘクタール強の、上の基盤整備をやるというようなことで、この町の行政が主体となって、その県のやるものは要するに農家負担5%なんですけども、そこで行政がもう一つ手を加えて地域の皆さんのために貢献できないかというのが私の基本的な質問の趣旨です。ゼロにしろとかというのはちょっと早まりまして、現実の話とはちょっと、想定の外にちょっと話してしまいましたけれども、その点をちょっとお聞かせ願いたいと。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） いよいよ今年度から農地管理機構を初め4つの農政大改革が始まりますが、今諸橋議員さんがおっしゃるいわゆる基盤整備をした後に農地をどういう形に集約をするか、それに対するいろいろな一つの方策を考えたらどうだということですが、これは農政改革の中における農地集積バンク、これを活用してまいりますれば、逆に補助金とかそうじゃなくて、いろいろな意味のプラス材料がいっぱい出てくるんです。だから、私はやっぱりそういうせっかく農政大改革、その中における基盤整備を進める、そこにおける農地を集約する、これはすばらしいことだと思うんです。それに対しては、それなりの国の手厚いいろいろな一つの補助率、いろいろのあれが出てまいりますから、町個人、個の対応じゃなくて、国の施策としてのそういう農政改革に乗っかってやると、私はそういうふうに考えていきたい。せっかく基金が来たんですから。虎の子ですよ。これから町はいろいろな一つの事業を進めていかなきゃならない。そういうものは、町独自の全体のいわゆる底上げをします。そういう個々の問題については、できる限り有利な制度があるわけですから、それを活用して、大いに目的を達成するという方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 現実の話として、集約率とかいろいろな話あるんですけども、県の事業、例えば機械導入の件一つにいたしましても、最近では、我々薬師のときは4割が国からの補助で、行政から4割もらいました。現実には、我々そのときでも8割ももらっています。県、町から。4割ずつもらっております。それで、負債を抱えながら、やっと返済が10年かかって済んだというような状態が今現在進んで今の形になってきております。なかなか、だから今後農業をしていけという一つの方策を見出すときに、現実として県の補助率が今たしか3割ぐらいだと私は記憶しています。今ここの行政で恐らく今までのパターンの中だと、3割プラスぐらいが現実だと思います。そうすると、我々が動いたときに、平成16年ころですかね、そのころの8割から見るとそれでもまだ減額のように見えるし、いろいろな面がそういうふうな、それと制約がありまして、面積、例えば20ヘクタール、10ヘクタール、15ヘクタールとあるんですけども、機械導入に対しても今後伸ばしますという話になったときでも、あなたのところは15町歩しかないから、このコンバインで我慢しなさい、このトラクターで我慢しなさいという、こういう制約があります。だから、要するにこの44.6ヘクタールを管理、維持するにはどれぐらいのものが必要なのか、構想的に町も今後も考えていってほしいですし、またできるだけ農家負担の少ないような方向性、せっかくこういう同意書の中に

明記文があるものですから、八手地域の人たちの負担が少しでも少なくなるように行政側として、また町長としても考えていってもらいたいと思います。これは切に要望しますんで。町長、どうですかね、ひとつお願いします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 重ねて申し上げますが、振興基金につきましては特定の地域にその振興基金を充てるというわけにはまいりません。いわゆるその総体のパイは結局広がるわけです。1億という、仮にですよ、毎年1億来るとなればパイは広がるわけで、その1億、広がったパイの中で出雲崎町として全体の農業振興の中におけるいわゆる個別の対応をどうあるべきかということは今ここでは明言はできませんが、いわゆるそういう個々対応の中において、それは県単事業は県単事業、その県単事業の枠におさまらないときには町としてどう対応するか、しかもこれからは八手地区44.6ヘクタールやるんですが、果たして基盤整備をした後における農地集約はどういう形になるのか、担い手はどうなるのか、その辺が非常にまだ心配な点もございます。そういう意味で、少なくともこれからの農業、この中山間地域の農業としてのあり方の中において、せつかく進めた基盤整備そのものはやっぱり新しい農政改革の中で、農家所得が倍増するような形の中でどう対応するかということは、これは町全体の施策として考えながらしっかりと対応していきたいと思いますので、個々対応について今ここがどうだというわけにはまいらない。全体の農業のいわゆる振興、底上げをしながら、またそれにはやっぱり個々対応というの出てきますわね。そういう中でしっかりとまたケース・パイ・ケースで考えさせていただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 今ここでどうのこうの言っても詮ないことなんですけども、現実的には例えばエコパークの地域とすれば稲川が重点的に物が、処理場自体が稲川ですんで、例えば私滝谷ですけども、本当によその話みたいにしかな聞こえてきません、現実的に。そうした場合、こういう一つの取り交わし事項があるならば最大限地元で優先的に物事を考えるのもやっぱり行政のトップの考え方の一つかなと、私個人の考えですけども、そういう方向ができるならばぜひともエコパークの地域の、現実的にそこに、地域の人たちに少しでもメリットのあるような物の考え方を町長、してもらいたいと思います。一言お願いします。

○議長（山崎信義） 諸橋議員に申し上げます。町長たびたび答えております、既に。ほかのほうへお願いします。

○8番（諸橋和史） わかりました。それでは、国道352という話をさせてもらいます。

この思いは出雲崎町民全員がというのはちょっとあれなんですけれども、先般も3月の定例会に中川議員が展望坂の拡幅の質問をされておりました。私もその件に関しては大賛成で。でも、この件にかかるまでに何年かかったのかなというようなものが、今まで私議員になる前からあっちへできる、こっちへできるというような話が出ておりました。現実には、町長にも前々からお話はして

いるんですけども、先ほど町の地域振興策としての一つの、エコパークの事業としての町の給付ということは、それはそれとして、今度国道352、これを県に対する、要するに三島地域、この脇野町からあの地域ですよね、冬場の交通で雪、それとふだんから狭いと。あそこで私の同級生も1人亡くなっておりますんで、なかなかこの件は自分の中には非常に強いものがありまして、同級生があそこで亡くならなきゃここまで私は言うつもりはなかったんですけども、現実にあそこで死亡事故を起こしまして亡くなっておるもんですから、この352のバイパスを例えば長岡の市と県に要望して、エコパークも含めて、エコパークができればまた大型車も通行も多くなると思います。116がありますから、新潟県の縦のラインは車はある程度スムーズにいくと思いますけども、中越地区の横のラインとしてひとつお考え願いたいと要望できないでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 国道352の改良、バイパス化ということについての諸橋議員さんのご質問でございます。

これにつきましては、今諸橋議員さんがおっしゃいましたように、26年度の施政方針あるいは中川さんの一般質問に、議員さんの質問にお答えする、私の考えを申し上げたとおりでございますが、出雲崎町の将来を左右するまた大きな事業でございます。石井町米田間の展望坂の拡幅事業、これもようやく念願かないまして、軌道に乗りまして、順調な事業推移がなされているように、町も今全力を挙げて取り組んでおるところでございます。土地のご提供いただく方々とか本当に、建物、家屋の移転も伴うわけでございますので、大変ご迷惑をおかけする方がたくさんですが、私たちとしましてはまずこういう皆さんが不利益にならないように町を挙げて、私たち全力を挙げて支援をさせていただくということで、この事業の早期改修を図ってまいりたいというように今思っているわけでございます。

今諸橋議員さんのご質問にもありました国道352の長岡市の旧三島地域の改良促進でございますが、平成24年の3月定例会の一般質問でも議員さんから同様なご質問をいただいております。その後の状況といたしましては、ただいま申し上げました展望坂の拡幅事業がいよいよ今年度から新規事業として着手をいたします。また、長岡の、言われておりますような北スマートインターチェンジ、この建設事業も24年の4月に国土交通大臣の許可を受けまして、28年度中の供用開始を目標に今事業が進行中と聞いております。町といたしましては、このスマートインターチェンジが開通いたしますと大変大きなプラスになるだろうということで、一日も早い完成を待ち遠しい気持ちで待ち焦がれているところであります。しかしながら、町内の実際今展望坂の改良は進んでいるんですが、まだまだやんなきゃならない、例えばこの役場前のセンターラインもない狭い道路でございまして、冬場になりますと路線バスと一般自動車との交通も非常に困難を来していると。あるいはまた松本地内のセンターラインのない狭い場所でもやはり町内そういう箇所もございまして、まずこの展望坂とあわせまして町内のそういう状況、狭い道路の改良等をまず優先的に進めてまいりたいとい

うふうに考えております。

これと並行しまして、今国道352の柏崎魚沼間の改良促進期成同盟会、これは長岡、この出雲崎も、5市町村が連携をしまして、路線全体の底上げを図るべく国、県に強く要望している状況であります。また、長岡市は平成24年の9月に、長岡、見附、小千谷、出雲崎における円滑なる交通処理計画を策定する目的で、長岡都市圏交通円滑化総合計画策定委員会、これ設置しております。本町からも担当課長が出席しております、長岡市内のアクセス道路として国道352号を今諸橋議員がおっしゃるようなことも含めてまた要望してまいりたいというように考えておるわけでございますので。とりあえず今展望坂大事業があります。事業費も約15億と言われているわけですし、大変大きな事業になろうかなと思っておりますので。国も国土強靱化なりいろいろな面がかつての時代と変わった、そういう道路計画なりいろいろな面で災害等にも勘案して整備を進めてまいるとい、時期はいい時期に入っていますが、しかし限られた予算の中で大きなまた町としても事業を進めておりますので、諸橋議員さんのおっしゃることも十分理解をいたします。理解をいたしながら、まず地元の道路改良を優先をしながら、次のチャンスを狙いながらひとつまた諸橋議員さんの要望等についても真剣に、また前向きに取り組んでまいりたいというように思っています。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 今ほど町長がおっしゃいました平成28年度に北長岡インターというのがスマートインターですけども、できるということで、現実にはうさで聞いているんですけど、402ですかね、与板の向こうへ走っている道の、要するに寺泊へ通じる道というものが非常に改良は進むというような話も、現実的にはしっかり受けとめているわけじゃないんですけど、うさの中では聞いております。そうしますと、現実の話は先ほど町長もおっしゃられました352の展望坂は、これは早急にやってもらわなきゃだめだし、また出雲崎地内の要するに1車線のところの改良も並行して進めていかなければなりません。ところが、私の今感じているのは、早急に県に要望してもらいたいというのは、現実には町長が生きている間にあの道通られるかなと私は今発言した、私も通られるかどうかわかりません。ただ、次世代に残すためには、今我々が発言して県なり国にアクションをひとつ起こしておかないと10年なり、20年なり、わかんないんですけども、それぐらいのスパンが今後かかってくると思います。現実的に展望坂の改良も今やとめどがついたということでももう何十年もかかっているのが現実です。私高校生のころからあの116のバイパス化、それで高校生のころで来たんですけども、私三十幾つになったか、40ぐらいになるまでできなかったんですよ。現実にはそれぐらい時間のかかる仕事ですから、今ここでよし、わかったというわけにはいきませんが、現実にはこの出雲崎町民のために、また次期世代のために道の改良というのはあくまでも我々が今提言、提案しておいておかなければならないのではないかと思いますので、ひとつそれだけ1つ、1点だけお願いします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 私答弁しておりますように、今出雲崎やっているんだから、出雲崎地内だけやって、あとなんか私は関係ないんだと、そういうことではないんです。今諸橋議員さんのおっしゃるように、先ほども申しあげましたようないわゆる出雲崎地内における道路改良はどういう箇所がこれから進めなきゃならないか、また出雲崎と長岡の広域的な圏域の中における道路整備をどう進めるかという一つの体系もでき上がりつつございますから、まず私たちの町は町なりきの一つ重点事項として道路改良を進める、この長岡と出雲崎、広域的な、さっき申しあげました見附も入ります、そういう皆さん、小千谷も入りますが、そういう全体の中でまず計画として、おっしゃるような出雲崎と長岡あるいは小千谷なり見附なり、長岡とどう結ぼうかということについて総合的な計画策定委員会というものを設置してございますから、その中でまたお願いをすることで進めてまいりたいと思う。私は、出雲崎の今大事な工事をやっているし、あとはここの辺もあるし、だから私はよそのことなん考えんでいいんだということじゃないんです。とりあえず出雲崎町としてまず喫緊的に対応しなければならない道路改良をしっかりと進めていただいて、その後にその中でさらに今諸橋議員さんおっしゃる将来的な道路網の整備ということでこの交通円滑化総合計画策定委員会ができておりますから、その中で反映をしながら、単なる出雲崎じゃなくて、出雲崎、長岡それぞれの圏域の中でしっかりと要望を上げていったほうがまた強いインパクトといいましようか、そういう実現の可能性も出てまいりますから、俺は出雲崎のことやっているんだから、あとなんか関係ないんだということじゃないことだけはしっかりとご理解いただきたいと思います。あわせてまたひとつそういう総合計画策定委員会の中でまたお願いすべきものはお願いしてまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） ありがとうございます。現実には町長も長期にわたり、世の中にがんがきくといえますか、顔がきくといえますか、要するに力が今本当にあり余って、どこの県なり各市町村に対しても顔がきくというような立場にいらっしゃいます。そんな中で、ひとつ私のお願いであります352の改良、今策定委員会もあるそうなんですけども、そういうところに出席した折にはぜひとも出雲崎のものも含めて三島地域、また北長岡インターにつながるような物の考え方を示して町長にいてもらいたいと。

以上で質問終わります。

○議長（山崎信義） この際しばらく休憩します。

（午前 11時 5分）

---

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 0分）

---

◇ 加藤修三議員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 健康で安心して暮らせるまちにということで、午前中は議員の皆さん1時間コースということで、皆さん熱弁を振るっていただきましたが、私はちょっとペースを速めてショートタイムでいきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

昨年6月議会で、胃がん発生を抑制するためにピロリ菌感染検査、ピロリ菌除去費用の助成について質問しました。答弁では、当町規模で行うには検診の検査方法や医療機関との連携など、いろいろな調整をやってある一定の基準を定める必要があり、出雲崎町規模でやるには現段階では難しいとのことでした。しかし、日々医療の考え方や検査方法も変わってきている中、ピロリ菌の感染、ピロリ菌除菌についても着眼点を変えて質問したいと思っております。

さて、当町も毎年春になると住民健診が行われ、胃がん、大腸がん、子宮がん検診や胸部レントゲン検査等々が行われます。私も先週ふれあいの里でがん検診を受診しましたが、検診には多くの方が来られていましたが、保健福祉課の皆さん、それにかかわっている方々が受付から次の場所へ場所を迷わないよう、笑顔で当然親切に対応していただきました。そして、結果的には私もスムーズに検診することができました。今後もこのような気分のいい対応を継続していただくことをお願いしたいと思います。当町の町国民健康保険加入者には、心電図、眼底検査とも受けられるプラチナ健診、ミニドックというのを実施して町民の健康向上、維持の指導、がんの早期発見、早期治療を促しており、私も昨年健診の結果では標準体重オーバー、メタボリックで保健福祉課より改善指導を受けました。中高年の肥満の要因としては、食事の早食い、食後にすぐ横になる、運動不足等々の改善指導を受け、食事時のそしゃく回数を多くすることを意識したり、軽いウォーキングを30分程度毎日続けた結果、ことしの健診では目標体重をほぼクリアし、メタボも解消しました。これからも今以上に生活習慣の改善指導をしていただき、町民が一人でも多く健康でいられるよう、保健福祉課事業の推進をお願いしたいと思います。

また、胃がんの発症原因となり得るピロリ菌は慢性胃炎を引き起こし、胃潰瘍や胃がんの原因となり得ることは、たびたびテレビで放映されております。昨年も言いましたが、平成25年2月、厚労省がヘリコバクター感染胃炎、いわゆるピロリ菌感染胃炎でも検査治療を保険で適用できる通達があり、私も人間ドックでピロリ菌感染検査をした結果、陽性で、ピロリ菌除菌治療を保険を適用して除菌することができ、胃がんの発症原因の一つを解消することができました。町の資料の主要死因別死亡状況では、悪性新生物、いわゆるがんがトップであり、がんの早期発見のためにもがん検診の受診率のアップを図らなくてはなりません。ちなみに、当町のがん検診の受診率は、資料から見るとおおむね肺がんが30%台、そのほかは10から二十数%と低いのではないかと考えております。

町長、現状各種がん検診の受診率はどのようになっているか、推移を伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 加藤議員さんのがん検診受診率の向上についてのお伺いと。

受診率、大体加藤議員さんも自らどういう状況か把握されている、そのとおりでございまして、実際出雲崎町はもう肺がん検診を除いては県平均を下回っているというのは事実でございます。ここ数年の受診率の傾向は、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診でやや増加しておりますが、胃がん、大腸がん検査はほぼ横ばい、肺がん検査は減少しておるといのが実態でございます。また、県全体の受診率といたしますと、申し上げましたように肺がんの検診以外は県の受診率を下回っておるといのが実態でございます。がんは、診断と治療が大きく進歩して、早期発見、早期治療によりまして死亡数を減少させることができますが、早期発見にはがん検診受診率の向上、これはもう極めて重要な要因でございますが、本町については検診について普及啓発や無料クーポン券の発行とか、あるいは電話、訪問等による個別受診推奨及び再度の勧奨など受診率の向上を目指しておるところでございますが、また受検しやすい環境の提供としまして、特定検診とがん検診を同日に実施する場、総合型検診を実施しております。年々希望者も増えていますが、今後も引き続きやはり普及啓発、的確な受診勧奨等によりまして受診率の向上を図ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 現状は横ばいということですけども、上がらない要因、これらについて二、三お伺いしたいんですが、その要因はどんなものがあるんでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） やっぱり人間ドック、まず基本的なところは人間ドックから始まりましたよね。私たちもその助成率も人間ドックにおきましては県下トップの2万7,000円という補助金を出しております。そういう中に、加藤議員さんのおっしゃるように、やっぱりせつかくのこの世に生をなした以上は健康で、いわゆる健康寿命、これを伸ばすために病気にならないようにということで、私も腎臓関係等いろいろな関係につきましても全力を挙げて町民の健康を守るということでPRをしたり、いろいろな面で頑張っているんですが、なかなか皆さんからご理解をいただけていないと。ただし、今加藤議員さんがおっしゃるように、自ら検診をされて、もう早期に発見をして早期に治療に入ったということによって今完治して頑張っておられる方はたくさんございますので、今度やっぱり私はそういう早期にこういう検診を受けて、発見が早かったことによっていかに今日元気でおられるかというような体験的な町民の声というものをやっぱり皆さんに。我々が受けなさい、受けなさいって、もうやり無理引っ張ってくるわけにいかないんですわね。そういう意味で、自らがやっぱり自分の健康を守るために何をしなければいけないかということを考えてもらわんと、我々はもう全力を挙げてひとつ皆さんから受けてもらいたいということやっておるんですが、や

っぱり行政が声を高らかに、またいろいろ趣向を凝らしてもなかなか皆さんのご理解いただけない。実際にやっぱり私たちもそうです。皆さんもいろいろなラジオ、テレビ、いろいろ新聞紙上で、過大広告もあるんでしょうか、こうすればあれは治りますよなんて言えば飛びついてそれにやっぱり、よし、試してみようかというような気持ちになるんですよね。だから、やっぱりそういう実践体験というものを、それには必ず、私も太っていますが、太った皆さんがメタボがもうすっかり薬を飲んだら治ったなんてまた2つ並べて、おお、そうせや俺も取り組んでみようかなということになるんです。そういう意味の新しいひとつ啓蒙活動というのを進めていかんければならないかと思っておりますが、また知恵を出しながら、一人でも多くの皆さんから検診を受けるようにしていただくべく頑張りたいと思います。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 今町長の話でありましたけども、例えば平成21年から23年度の一応検診状況、受診率等を見ますと、ほとんど先ほど言ったように並行状態で、いい結果も出ていないし、悪いことも出ていないという状況ですけども、この中で、保健福祉事業も含めてなんですが、企業でいうならばこれを目標を持ってやるのであればプラン、ドゥー、チェック、アクションということのを再三繰り返した上で問題点を出していくというやり方で対応していると思います。その中には、問題点として特性要因があったりして、その中で問題がこれがあった、これがあった、もう人と1対1で話し合っていかなければいけないんだというようなこともいろいろ要素はあると思いますけど、その中でそういうプラン、ドゥー、チェック、アクションの、一回だめだった、じゃ次のプランをどうやってやっていくんだと、これも方法の着眼点が違っていたんだと、じゃ今後はこういう着眼点でいってみようというような何かは私は期待したかったんです。そういうような形でやっていると。町長も言われたように、最終的には個人の問題です。ですが、やっぱり健康診断を受けて自分の現状がどのようになっているかということを理解した上で個人がコントロールする、これがやっぱり必要ではないかと思っております。その辺をもう一回見直し、見直し、見直しとやっていって少しでも数字が上がるような形で対応していくというふうな形を進めていただけたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、なぜこの検診率が上がらないかということは、人間は臆病なんです。さて、検診を受けたときに結果がどうなるのかと、いや、おっかなくて、こんな結果が、悪い結果を見るよりも、今は何ともないんだから、受けないと。これ私最大の原因だと思うんです。だから、私が言うように、しかし健康だと思っても早期に受診したことによって、全く自覚症状はなかったが、発見をされて、今こうして元気でもう完治しているんだというような町民の声を伝えなきゃならん。私は、原因はもう絶対的に臆病なんですよ、そういう人は。いかに啓蒙したって、いや、俺は受診しても肺がんだとか胃がんになるようじゃおっかないから、俺は受けないという人は大体

多いんじゃないかと私は思うんです。そうじゃないんです。私たちとしては、もうそれに対しては相当補助金も出しているんですが、お金じゃないんだ。やっぱり町民から健康で元気よく暮らしてもらいたい。だから、町民自らがそういう認識を持たなきゃだめなんですよ。しゃにむにもう馬を水辺に連れて行って水を飲ませるわけにはいかない。だから、親切、丁寧に、加藤さんおっしゃったように、受診に行けば本当に余り心配しないで、うちの職員が優しく対応して気持ちよく受診をされるというような体制ができていますよね。だから、やっぱり私は町民の皆さんが自覚してもらわんと。町民は臆病ですよ、これを受けない人。私そうじゃないかと思うんです。もし結果が悪ければ俺はどうしようかというような恐怖心で受けないと。これはどうにもならない。だから、こんな数字なんですよね。どう啓蒙してもなかなか受けない。受けなさいよと、受けてください、何回声を大にしても出ない。だから、そういう実践的な体験談をしっかりと町民に知らせる。現実を知らせることによって、皆さんが、おお、そうか、そうせや俺も受けてみようかと、いよいよ悪い結果が出て早く見つければ大丈夫だなというような、そういうことを私はやっぱり町民の皆さんから理解してもらわなきゃだめなんでないかということをお願いいたします。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 町長言われるとおりでと思いますので、やはり町としても健康意識、これをやっぱり諦めずに皆さんに啓発していくということで少しでも数字を上げていくということをとっていただきたいと思います。

厚生労働省では、平成24年6月に閣議決定された新しい基本計画においても、がん検診の受診率を5年以内に50%、胃、肺、大腸は当面40%達成をすることを目標として、毎年10月にがん検診受診率を50%に向けたキャンペーンをキャンペーン月間として普及啓発、イベント開催等を行っていますが、当町でも当町資料でも平成26年度までに一応40%台ということを目指しておりますが、この辺について具体的に、達成率が半分もいかないとなるとやっぱり問題かなと思うんです。ですから、少しでも、今の数字でいくと余り改善が見られない。その中で、目標率ここから一気に、26年度四十数%となっていますけども、ここに到達するには難しいと思いますけども、少しでも上がるようなワンステップ上げた何か啓発に対するアイデアとか、何かがん検診の向上に向けて目標達成、どこまで行くかということを具体的に一、二、三お聞かせ願いたいと思います。

〔「保健福祉課長でいい。より具体的に」の声あり〕

○7番（加藤修三） はい、より具体的に。ショートカットでよろしいですけども、短く。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 内容が実務にかかわることですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

基本的には、先ほど町長がご答弁申し上げたとおりでございます。それに加えて、がんといえますのは部位によりまして極めて自覚症状がないというのが住民の皆さんのいわゆるがん検診に

対する関心度が低いということで、大きな要因というふうに思われております。町のほうといたしましても、これは直接お話ししてやるのが一番効果的ですので、特に若年、若年と言うと失礼なんですけども、比較的若い働き盛りの年代の方を中心に再度訪問、再々度訪問というふうな形で直接やっていて、数としては少ないんですけども、確実な成果を上げているという実績はございます。あわせて、先ほど町長のほうも話のございましたいわゆる1日で全てのがん検診が終了する、しかも集団検診で終了することができるというふうな検診を始めて2年たちまして、おかげさまでこちらのほうは希望者の方も増えてきておりまして、少しずつではございますが、数字上0.の世界で上がっているという状況で、これからも精進したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 今保健福祉課長よりお話ありましたように、微々たるもんかもしれませんが、諦めずに、目標をとりあえず掲げてあるわけですから、少しでも上がったと、今後も上がるということで、先ほどのテーマもいろいろミニドックとかやりながら、笑顔で気持ちよく検診を受けられる体制をとって、少しでも上がっているということですので、私もそのようにやっていってもらえればというふうに思っています。

さて、今まではがんのそうやって、症状はないから四の五のという話でありましたけども、全国がん死亡で胃がんは肺がんに次ぎ2番目と多く、罹患数は胃がんがトップであり、受診率を向上し、早期発見、早期治療に努めなくてはなりません。胃がんの原因のほとんどがピロリ菌感染から慢性胃炎、そして胃がんへととなっていくことはわかってきた中、ピロリ菌を除去することで胃がん発生率を低くすることができるとされています。現状の胃がん検診は、胃がんの発症後の早期発見であり、毎年受診が必要であります。そこで、近年胃がんになりやすさを検査するピロリ菌感染と胃粘膜の萎縮、ペプシノゲン検査を血液検査で行ういわゆるABC検査を新たに行う自治体も出てきました。ABC検診と呼ばれる検診は、胃がんになりやすさをA、B、C、D、E群に区別し判断するもので、胃がんリスク検診であるため、1回の検査でその後自分の受けるべき治療の方向がわかり、例えばピロリ菌感染がない、それから先ほどの胃粘膜の萎縮がないという正常な胃の方は不要な胃の検査を控え、約5年ぐらいに1回程度の血液検査で済み、ピロリ菌感染者についてはまずピロリ菌を除去して定期的胃検査をすることで胃がんの高危険度群に対し発症リスクの軽減としてはまずピロリ菌を除菌し、その後の胃検査をより重点的に進める方法で、県内では本年初めて長岡市が取り組み、胃がんリスク低減と早期発見につなげ、胃がんゼロのまちを目指し、40歳以上の検診対象者には助成クーポンが配付され、1,200円で検診ができ、また40歳以上の非対象者は4,100円の個人負担で検診ができるようにしました。また、費用面に見ても、ABC検診はエックス線の半分程度で済み、費用対効果の面からも有効で、胃がんの罹患率の減少も期待でき、胃がん治療の大幅な削減にも貢献できると思います。当町においても、胃がんになりやすい状態かどうかを見る胃が

んリスク検診、ABC検診ですが、これを取り組む考えがあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います、町長。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今加藤議員さんがおっしゃったように、長岡市と燕市が実施しているわけですが、私もこの具体的なシステムと、今私のほうで答弁いたすことは、これを本町で実施する場合にはこの検診が県のガイドラインに位置づけをされていないということ、そして検診後のフォローする体制は本町と医療機関とで個別に協議しなければなりません。本町の医療圏域は長岡、柏崎、燕市などにわたっておりますので、関係する医師会の理解と協力が不可欠ということになっております。こういう一つの大きな要因がありますので、今後先進的に実施している自治体の状況を調査するなど総合的に検討をしたいと思いますが、当面特に現在の胃がん検診の受診率向上と精密検査未受診者ゼロを目指して、先ほどのお話もございました的確な受診勧奨に力をまず入れていきたいというように今思っております。確かにリスク、これは胃がんかどうかの問題じゃなくて、リスクを回避するためのピロリ菌ABC検診ということでございますので、そのことと、いわゆる我々がガイドラインで定められている7つの検診、この要は受診率にも、特にその中で胃がんですが、先ほど来から言われるその検診等にもまた大きな因果関係も出てこようかなと思っておりますので、その辺の兼ね合いもちょっとまた検討しなければならんかなと私なりに今考えておるんですが、また今申し上げますようなことの中で、長岡、燕でやっているわけでございますので、実態を把握をしながら、医師会との協力関係を築けるかどうかということも含めてまた検討してまいりたいというふうに今思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 町長言われましたように、長岡、柏崎、出雲崎と医療機関との連携、この辺がいろいろある中、前向きにちょっと、僕の理解の仕方では町長のほうも前向きのほうと、状況を見ながらということで進められるということですけども、やはり我々も通常健診を受けたときには血液検査で、例えば血液検査の結果、肝臓のガンマGTPだとかいろんな形で検査結果は出てきます。あれについても、じゃそれが多から肝臓がんだとか、肝臓がんになるとかじゃなくて、これも同じことで、こういうふうな形であつたらあなた酒の量をちょっと注意したほうがいいですよ、これを注意したほうがいいですよというような形が出る形で、これはもうできるだけそういう形にやって未然に防ぐと。今の形は、やはり健康診断に行つてバリウム飲んだり、胃カメラ飲んだり行つて見つけると、がんを見つけないという形ですけども、ここから一歩進んで、今長岡市もそうなんですけども、一歩進んで今度はならないとこ、なりそうな、なるから気をつけなさいよというような形で通常の血液検査をやるような形で一歩前へ進んでいって、なつてからの対応じゃなく、なる前ということも頭に置いた中で、町としても近隣の市町村とのその辺の連携状態を見た、それから長岡市の結果を見ながら前向きに進んでいってもらいたいというふうに思っていますが、いかがでし

ようか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 加藤議員さんのおっしゃるように、胃がん関係につきましてもやっぱりリスクをまず回避するということが急務、前提になるかと思しますので、その辺をひとつ進めてまいりたいと思いますが、近くでやっぱりそういうピロリ菌の検査をしてよくしたというという実態、実例も聞いていますが、そうすることによって確かに安心もしておられるし、また危険であればそれこそいろいろな、食べ物なりいろいろなものについて気をつけるわけでございますので、その辺はひとつまた今加藤議員さんおっしゃるように医療機関との関係と、また町民の皆さんにどのような形で理解を求めるか。ただし、ABC検査、こういう検診という、こういうものがありますよと、こういうことがあるんですよ、皆さん、これ町がやらんと個人的に受けたいということになればこの医療機関行っても受けられるわけですから、ただしそれに対する町が助成をどうするかということは今後の問題としても、こういうABC検診、それによってリスク回避も大きいんですよというようなPRも町としてする必要があるんじゃないかなと……

〔何事か声あり〕

○町長（小林則幸） まだやっていないようですが、こういうようなことも今前向きにひとつ検討するし、町民各位もやっぱりそういう形の中で健診を受けるようになればどうかという呼びかけもする必要あるかなと思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） ぜひこういう検診があるということを皆さんに、町民に伝えて、じゃ俺は何もないけども、受けてみようとかいう人が一人でも増えるような形をとってもらうように啓発してもらいたいというふうに思っています。

次に、各種がん検診、脳ドックの助成ということで、脳ドック助成事業は平成28年をもって終了ということですが、当町の脳血管疾患は主要死因別死亡のトップグループにあり、脳血管疾患は悪性新生物、心疾患と並び3大生活習慣病と呼ばれております。主な原因としては、喫煙、肥満、高血圧等で、当町は食生活で塩分のとり過ぎや過食などの生活習慣の改善指導を強化しており、これらの疾患予防に努めていますが、脳ドックの助成継続は脳血管疾患が死因別死亡の上位にある状況では継続は必要ではないかと思えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 脳ドックにつきましても、助成をしている市町村は6市町村あるんですが、出雲崎は今まで飛び抜けて3万という大きな助成をして県下でトップクラスですが、やって受診を促してまいっておるわけでございますが、率直に申し上げまして、国保財政をまず考えてみますと加入者の年齢構成が高くなってまいりまして、また保険料負担能力が低い方々の割合が高いことから、医療費水準が非常に高くなってまいりまして、財政基盤も弱いなどの構造的な問題を抱えて

おることは事実、これも皆さんもご承知のとおりでございますが、国の社会保障改革国民会議からは、平成29年度を目途といたしまして国保財政運営の都道府県化の方針が示されておるといところでございます。このような中で、本町の国保財政も医療費給付は増加傾向にありまして、毎年保険料を引き上げなければならないという実態から、不足する財源を基金からの繰り入れ、賄ってまわっている状況です。このため、町の国保運営準備金も平成20年度は1億8,000万余あったんですが、25年度末は6,300万円余となりまして、5年間で約1億2,000万余減少したということになっております。また、23年度は3,000万円を、25年度は1,000万円を一般会計から法定外で繰り入れをしておるといような国保財政の基盤安定を図って、繰り入れをしながら国保財政の運用を図ってまわったわけでございますが、このような財政状況などで、今後持続可能な事業として運営していくためには、町国保運営協議会の意見等も伺いながら、医療費の適正化、保険事業の推進、保険税の賦課、徴収等々、国保事業全般にわたり検討いたしました。脳ドックの助成につきましては、助成する市町村が先ほど申し上げました6市町村しかないこと、また1人当たりの助成額が非常に高額となっております、助成人数が少数に制限されていることから、平成24年度からは対象を5歳ごとの節目年齢としまして、28年度をもって助成を廃止するとしたものでございますが、国保事業につきましては今後大きな制度改革が行われると思っておりますが、町として責任を持つ安定的かつ健全な運用が必要なことから、このような結果に至っておるといことでございますので、その辺も非常に町も脳ドックについては先ほど来申し上げますように多額な助成をして、一人でも多くの皆さんから受診してもらいたいということで進めてまいってまいりましたが、限られた少人数の皆さんに高額な助成をすることによって国保全体の財政基盤の運営が危うく、基盤が非常に脆弱になってまいりますとまたいろいろ問題もあろうかと思っておりますし、また29年度、このいわゆる国保関係の財政状況も事業主体が県になるというようにこの準備段階に今入っておりますので、このような結果に至っているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 28年度、29年度のまた状況を見ながらということですけども、29年度以降またこういう話が出たら、6町村ですか、自治体でやっている中で、我が町も健康な町という中でこのまんま我々のところはこういうようなことをやって健康維持に努めているんだということをアピールしていってほしいと思っておりますし、私たちが昨年の出前議会で国民健康保険費のこういう費用がどんどん上がってきているという中で、皆さん、自分で風邪を引かないように予防してくださいと、皆さんも健康には十分注意してできるだけ医者にかからない形でもとれるような健康になってください、そのためにはやっぱりいろいろ運動したり、また薬についてもジェネリックを利用して、そういうような体制で少しでもほかのところに財政を圧迫しない形で進めていって、皆さんでしていきましようという話は町の出前議会で我々もしたところなんですけども、ぎりぎり財政がない中でやはり少しでもいいことは続けていってほしいというのが私の本音でありまして、その辺

を十分理解していただきたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 答弁は。

○7番（加藤修三） また、ほかのがんについてなんですけども、子宮頸がんや乳がんは他のがんと違い若い世代に多いがんであり、大腸がんは近年男女とも中高年に増えております。私の身近な知人も大腸がんの早期発見がおくれ、人工的な器具をつけなくてはならなくなりました。それ考えると、当然仲間ですから、すぐ自分のことというふうに思っちゃって非常に残念に思うとこなんですけども、これらのがんはやはり再三言いますように早期発見、早期治療で治る可能性が高いため、受診率が今は町低いんですけども、これらのがんの検診の受診率を上げることが必要だと思いますし、先ほども言ったように正しい健康意識、それと普及啓発をしつこくやっぱり図っていく必要があると思います。そのための一つの案として、長岡市ばかり言って申しわけないんですが、調べたのはそこしかないもんですから。無料クーポン券を助成してがんの受診率を上げていくような体制もっておりますけども、我が町においてもその辺ひとつ考えてはいかがだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 無料クーポン券の発行ということでございますが、当町におきましては平成26年度がん検診推進事業実施要綱に基づきまして、40、45、50、55、60歳の男性及び女性を対象にしまして検診手帳及び検診無料クーポン券を送付しまして、がん検診の受診促進を図る事業、毎年要綱が制定される予算補助事業で、恒久事業ではありませんが、補助率は2分の1以内ということでございますし、子宮頸がん、乳がん検診、これは平成25年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱に基づきまして、子宮頸がんにつきましては20歳の女性、乳がんにつきましては40歳の女性が対象となりまして、過去にクーポン券対象者で未受診者の女性を含むその他を大腸がんと同じ状況でクーポン券を送っております。他のがんの検診によるクーポン券の発行についてでございますが、県内市町村は国の実施要綱に基づきました同じ内容で実施しておりまして、本町も独自で事業内容の変更、またはその他のがん検診での実施は検査機関及び医療機関との調整が必要となり、実務上大変厳しいというような状況の中でございます。

〔何事か声あり〕

○町長（小林則幸） いや、失礼しました。今申し上げたことは、町としてちょっとこういうことをやっているんだよということのを参考にひとつ申し上げたんですが、本来の無料クーポンの発行についてでございますが、現在無料クーポン券を発行している検診は子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診で、一定年齢の対象者に無料受診券と検診手帳を送付しまして受診率向上を図っていますと。国では、全国のがん検診受診率50%以上に上げることを目標に、平成21年度から国庫補助事業として実施しています。本町でもこの補助事業を活用しまして、国、県の施策と整合性をとりながら引き続き効果的に実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。その中で、

今先ほど参考的に前段申し上げたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） じゃ、私のちょっと認識不足だったのかもしれませんが、子宮頸がんや乳がん、大腸がんということについては年齢飛び飛びの中で無料クーポンを出しているという理解ということでよろしいわけですね。その中で、私自身はその辺じゃ勉強不足ということありましたけども、じゃ皆さんのとこに先ほど言ったように啓発して、あっ、俺はこの年になったから、俺もよし、これを食らいついて受けようという人がいっぱい出るような形をとってもらいたい。例えば私なんかは脳ドック、これについては年齢別で分けていますので、ああ、今回もひっかからなかったなど。その前ひっかかって、ちょうどタイミング的によかったんですけども、やはりその辺我々も狙っているところはあるんです。ですから、もっと啓発していただいて、そういう無料クーポン券を出して、より皆さんが病気にならないような形、病気を早期発見、早期治療ということに今後今以上に努めていただいて、結果的にはみんなが検診を受けて病気が少ない町になるということを目指してってもらいたいということで、私の質問を終わりにします。

---

#### ◇ 三 輪 正 議 員

○議長（山崎信義） 次に、9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） この人口減少問題ということで質問させていただきますけど、この問題につきましては平成23年の12月議会と24年の9月議会の2回一般質問しておりますので、極力ダブらないような形でお聞きしたいなと思っています。

当時は、特に出雲崎の人口が5,000人を切るんじゃないかということで町民のほうで非常に話題になりまして、そのことについてどういうふうに対応するんだというようなことで質問したわけでございます。それで、そのとき人口減少のそういうふうな対策委員会をつくってもらえないかと、その後はそういう部署をつくってもらえないかというふうなことを要望したわけでございます。その後、町としましては、じき建設が始まります若者向けの集合住宅の建設ですとか、それから昨年実施しました婚活事業、これも第1回されまして、非常にスタートとしてはいいスタートを切れたというようなことで、今年度は予算的にも2回分の婚活事業を実施というふうな形で進んでおるわけでございます。なぜまた今回3回目の質問したかといいますと、実は日本創成会議、人口減少問題検討分科会が、座長が増田さん、元総務大臣で、元の岩手県知事だと思いますが、その方が特に若年の女性、若い女性が20代から39歳までの方が大幅に減るんだということで、これは出雲崎だけじゃなくて、どこの市町村もこれを見まして皆青くなっているということでございます。特に残念ながら出雲崎は2010年、平成22年から2040年、平成52年の30年間に今現在の対象の女性が351人から115人ということで、67%くらいのマイナスになるというようなことでございます。この近くのような規模の町村ですと、刈羽村さんが405人が196人ということで、51%の減と。聖籠町さんは非

常に県内トップ、一番減らないんですが、ここは1,546人が1,146人ということで、マイナス25.9%というようなことでございます。人口も同じく2010年から2040年にかけては出雲崎は2040年には2,743人ということで、同じく似た規模の刈羽村さんが3,600人でございます。今現在は出雲崎のほうが若干刈羽さんよりは人口は、若干ですが、多いかと思うんですが、30年後には逆に刈羽さんのほうが人口が多くなるという、出雲崎より多いというふうな状況でございます。そんなことで私ども、皆さんもそうですが、非常に最近マスコミがこの問題取り上げるもんですから、いや応なしに目に入り耳に入るわけですので、当然当町としては何らかの形、まず町長この辺、以前質問したときと若干また情勢がちょっと変わっていますので、その辺の町長の、どういうふうにご考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） この人口減少、少子化対策も、県においてもそうですし、国においても、あるいはまたご質問の中にごございます各市町村の中では対策室を設けたり、この対応に大わらわ、先般発表されました成長戦略の中でもこれが大きな問題として位置づけをされております。いろいろお答えをしたいとするところたくさんあるんですが、大体、皆さん、6月17日、少子化社会対策白書というものが閣議決定をされております。その中で、やっぱりどこでも同じですよ。なぜこういう少子化あるいは晩婚、結婚しないのかと、子供さんが生まれぬのかと。もうほとんど結果同じです。県もそうですよね。どこの対策会議でも同じ。要するに若い世代の未婚率がずっと上昇しているということ、あるいは女性の晩婚化というものが非常に急速に進んでおることなんです。その理由からいたしますと、経済的余裕の低さ、独身の自由を失いたくないという、そういうニーズ、いわゆる若い人たちの考え方です。それじゃ、仮に結婚して子供を持つ形の条件は何だかという、働きながら子育てができるいわゆる職場、あるいは仕事を続けたかったが、育児をするためのいわゆる両立がなかなか難しいと、大体結論はここに落ちつくんです。だから、私は結論から申し上げますと対策室を設けるとか、そんなもんじゃないんです。やはりこういうもう決定的な大きな理由はあるんです。これを解消するには、一町之力だけではできない。が、しかしその中で、百年河清を待つじゃございませんが、その中で出雲崎町としても三輪議員さんがおっしゃるような人口減少は続く。そういう数字に翻弄されちゃならないんですよ。数字は数字です。だから、こういう決定的な要因を、この後高桑議員さんからもご質問ございますが、要因をどう解消するかということになってまいりますと、単なるそういうよそがやったから、あるいはこういう結論が出ているからというんじゃないんです。結論は結論ですが、やっぱりそういうものに基づいて、この町はその数字を唯々諾々と受けとめるんじゃなく、少しいかにこれを食いとめるのかという、この問題を出雲崎町は町なりきに対応をしながら、そういう試みをしながら、チャレンジをしながら、そこにおける問題点は何であるかというものを浮き彫りにしながら、そのものを県や国なりに上げながら要望し、そのものをやっぱりひとつ実現の形へ近づけながらやっていくという方法でないと、た

だ大上段に振りかぶって議論したってだめなんです。行動なんですよ、行動。行動しなければならぬ。私は、評論家じゃだめだと思うんですよね。だから、皆さんと力を合わせて行動するんですよ、行動。現実をしっかりと捉えて、何をすべきかということもしっかりと捉えながら、それに対して、もう真っ白になるかならんかわからん、全力つけてやると、それしかないんですよ。私はそう思います。そんな大上段に振りかぶってね。結論みんな同じですよ。知事も言っている。みんな同じ、結論は全部。私が今問題、白書で、これと同じですよ。そんな対策室つくってやってできる、そんな一つによってできるものではないんだ。そうじゃないんですよ。私は、出雲崎が現実そうした中で、百年河清を待つだかわかりませんが、一つ一つもう全力上げて対応する。そのための集合住宅なり、またこれからもチャレンジします。そういう形でやらざるを得ない。私は、そういうことで議員の皆さんからもいろいろご意見なりご提言いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 先ほどの数字は、これは何も対策をしない場合の数字だということ、ある面においては非常にまたやりやすいというか、町が本当に全力でやれば私は当然ここまでの減少はいかないと思っております。特に最近では合併したところがほとんどなものですから、出雲崎くらいの規模というのはほとんどもう合併していますので、なかなか数字には出ないんですが、実際私も合併したところにいろいろ聞きますと、本当にもうその地区だけで旧市町村単位のそういうふうな対策というのはとれないものですから、ほとんど大幅にもうある地区によっては減っていると、本当に大変なことだというふうな形になっていますので、出雲崎は今合併しないで自主でいくわけですので、当然何かの手を打てばまだまだ可能性はできるかと思うんで、その辺を今町長が言われましたように、幸いなことに財政がいいから安心せいということじゃないんですが、それをやはりこういったところに重点的にやっぱり投資をしていただいて、住んで、ああ、やっぱり出雲崎は元気があるやというふうな形をぜひやっていただきたいと思うんです。

それで、実は住みたい田舎ベストランキングというのが今あるんだそうです。私最近聞いたんですが。それで、大分県の豊後高田市、人口は2万4,000人のところです。そこは、非常にとにかくUターンというか、そういった方を積極的に受け入れるというようなことで、何と、すごいんですよ、今どこの町村も全国的には全部減らすのをいかに食いとめるかなんですが、その目標は2万4,000人の人口を将来的には3万人に持っていくんだというふうなことで、そこまでのことでいろいろ手を打っております。非常に子育てですとか、これから高桑議員質問されますけども、子育てですとか、それと要するにUターン、空き家とか空き地をいかに登録して、そして全国的とにかくこういう条件のものがありますよというふうなことで希望者を登録してもらって、そして見つけて、場合によってはそれを修理するような補助も出しているということで、かなりもう何十組もそれによって移転してこられたというふうなことです。それと、住みたいんだけど、実際住んでみて

やっぱり予定よりこうじゃなかったというふうな心配もあるものですから、とりあえず短期間ちょっと住んでみるような、そういうふうな空き家も何か用意したそうです。それで、これでよければということで、じゃ住んでみようかと、そんな話もしてあります。そして、移転しますと、子供の学校の問題等があるものですから、そこも非常に学校の教育にも力入れていまして、大分県では学力はベストワンだそうです。大きな市はいっぱいあるんですが、その中でもベストワンと。これも一つの私らの参考になるというか、ぜひ町のほうもそういったところを調べてもらったりとかして、ぜひやれば絶対私は、多少減るのはあるというのはそこはしゃあないけど、そんな極端に減らないでも維持できるんじゃないかなと思いますので、その辺の町長の決意をぜひちょっとお願いしたいんですが。

○議長（山崎信義） 町長、いいですか。

○町長（小林則幸） 今三輪さんから小さくとも頑張っている事例をお聞かせいただいて私も元気が、勇気といいましょうか、要するに挑戦をすると、またそういう事例もしっかりとまたひとつ勉強しなきゃなと思っていますんですが、この前皆さん見られたですか、4月5日、極点社会、「クローズアップ現代」やりましたわね。これは徳島県の三好市の例を出しておりましたが、大変なんですね。そして、今これから大きな課題は、高齢者社会と言いながら、高齢者がどんどん減っているという現実もあるんですね。そこにおける購買力とか、あるいは空き家、空き地、あるいは預金、物すごくいろいろの面、要望、変化が出ているんですね。逆に高齢者が今度はだんだん減っていると。そのことはどういうことを意味するか。先ほど来のいわゆる若い女性がどんどんと都会へ出ていると。というのは、東京へ全部それぞれの皆さんが移り住んで、お年寄りがもうたくさんになって東京のほうの高齢化率が高くなって、そうすると社会、いわゆる特養なり保健師、そういうものが必要になってくる。今度は大手がどんどんと東京のほうでそういう施設をつくるんです。そうすると、いわゆる人間が足りない。そうすると、その大手は、やっていたね、地方へ来て若い女性を全部集めて、うちは東京でこういう施設をつくります、ぜひ来てくださいと、待遇もいいですということでどんどんと吸収するんです。逆にそういうことも、働き盛りの女性が全部東京のほうへ出ていくと。極点社会と言われているんですがね。だから、これは大きな問題だと思うんですよ。だから、いろいろな意味で高齢化、いわゆる年寄りが多い、多いと言っているんですが、この年寄りが減ることによって逆に地方が衰退をしていくという現在、そこからまた人間、若い女性の人たちが吸い取られるというような、こういう現象も出ているんですね。だから、非常に今厳しい、難しい問題に直面しているなど、私はあの「クローズアップ現代」を見ましてこれは大変なことだなと。さりとてそこに働いてみたども、東京は家賃が7万5,000円、地方よりも2万5,000円も高い、とてもじゃない、生活できないというのでまた戻られる方も多いようですがね。だから、私はやっぱり今都会、都会と憧れて行っても、やっぱりこのふるさと、例えば小さい出雲崎でも何とかそういう働きやすい場所というのはなかなかないんですが、これはやっぱり交通網の整備により

まして柏崎なりあるいは長岡なり燕、そういうところで何とか確保する、また保健福祉施設の中で働いてもらうというようなこと、そういうやっぱり地方のよさもあるんですわね。そういうものがきっと私よみがえってくるだろうという期待感を持ちながら、そういう条件づくり、風土づくりをしていかなければならない、本当にこれから真剣勝負かけて、もういろいろな面でやっぱり挑戦していかなきゃならない。今皆さんがおっしゃった小さなそういう市なり町なりでも、やればそういう結果も生まれるんですよね。また、三好市のあの厳しい状況もある。そういうものはよき反面教師としながら、いい面、悪い面、その辺を取捨選択しながら、やっぱり小さな町は町なりにきに挑戦する、チャレンジするという気持ちの中でもうこれからやっていかないと私はだめだと思っんです。だから、決定打はないですわね。このような今問題に対して、私は県へ行っても言うんですよね、何が決定打ですか。300万、400万出す、そんなことで問題解決しますか。そうじゃないですよ。例えば働きやすい環境。といいますと、私もこうして長くお世話になっている。率直に申し上げまして、公務員の皆さんはお子さんをお産みになれば産前、産後あるいは育児休暇、恵まれた環境の中で安心して子供を産み育てられる。果たして民間企業そういうのありますか。私は、そういう点にもう少し力を入れて、子供を産んでも働きやすい環境をつくるということが子供さんも産みやすい状況にできると思っんですよね。だから、単に金出せばいいという、私は町もやりました。ある程度効果がありました。もうこれに対する反省をしながら、また新しい体制に今取り組んでいます。お金じゃないですわね。その辺はこれからひとつ私はやっぱり皆さんとよく相談しながら、若い人たちからこの町に住んでもらえるような環境づくりをまず進めていかなきゃだめだと思っっています。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 町長さんの非常にそういうふうな深い考えをお聞きしまして、それでただお金をこうだとかやればいいというもんじゃないと思っんですよね。ただ、やっぱり考え方というか、価値観の問題とか、そういったのもあるんで、教育という話になると分野外でちょっと長くなりますけど、これから本当学校教育等もそういうふうな郷土を愛するというか、先ほどの道德教育の話ありますけど、それとはちょっと外れますけれども、やはりそういった気持ちの問題、そういったものも、ただ自由だから何でもいいんだというんじゃないで、やはり自分の住んだところとか、そういったものを大事にするとかいうのもやっぱりこれからは合わせていかないと、ただお金だけだともう際限なく使っても果たして効果があるかどうかわかりませんので、そういった気持ちがこれからはもっともっとまた町長さん、町のほうでPRしていただきたいと思っんです。

これで私終わります。

○議長（山崎信義） この際しばらく休憩します。

（午後 1時56分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

---

◇ 高 桑 佳 子 議 員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 一般質問の最後になりましたが、私のほうから今後の子育て支援策についてお伺いしたいと思います。

出雲崎町においても子ども・子育て会議が開催され、5月に行われた3回目の会議では、アンケート結果の分析や具体的な支援策について予定時間を大幅に超えて活発な意見交換が行われました。子育て世代へのアンケート結果からは、冬場や雨天でも安心して子供たちが遊ぶことのできる場所が欲しい、一時預かりや病児、病後児保育を実施してほしい、気軽に相談できる人や場所が欲しいなど、さまざまな子育てサポートに関する意見が上がってきております。出雲崎町では、祝金や医療費助成など、子育て世代への経済的負担の軽減は他町村に先んじて高い水準だと思われま。しかし、子育てを援助してほしい人と援助したい人が助け合うようなファミリー・サポート・センターや病児、病後児保育、子育て支援センターなどは実施されていません。先ほど町長は、「お金ではない。反省に基づいてほかの取り組みを始めている」とおっしゃっておいりました。経済的な支援ももちろん大切ですが、子供たちの数が少なくなった今、子育てをしていく中で気軽に困っていることや悩みを相談したり、解決のヒントをもらったりできる場所が必要なのではないでしょうか。そういった中で、子育て支援センターはとても有効だと思います。子育て世代のアンケート結果を町長もご覧になっていると思いますが、この結果を踏まえてこれからの出雲崎町の子育て支援策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 高桑議員さんの子育て支援センターの設置についてどのように考えるのかというところでございますが、高桑さんも委員として参画していただいておりますところの出雲崎町子ども・子育て会議においての議論をいただいた問題でございます。私も先日この2月しました子ども・子育てに関するニーズ調査の集計結果を拝見をいたしました。子育て真っただ中など、親御さんの生の声を伺うことができ、大変参考になりました。その中にも地域に気軽に子育ての相談や親子の交流ができる子育て支援拠点施設についての要望あったことは十分承知をしております。本町では、家庭での子育て支援として小さなお子さんを対象としただっこちゃん教室やめばえ教室、あるいは地域の親子が交流できる場としてちびっこルーム等を開設して、いずれも多くの親御さんからご利用いただいております。本町の場合は、子供の数が少ないこと、また3歳未満児の多くは保育園に入所されておまして、家で育児をしている人は比較的少ないこと、さらに子育ての相談窓

口や保健福祉課として開設しておりますことなどから、常設の子育て支援センターの設置はしていません。今後は、より質の高い子育てメニューを提供する必要があると思いますが、いずれにいたしましても現在子ども・子育て会議においてけんけんがくがくのご議論をいただいておりますので、出雲崎町に合った子育て支援策と出雲崎らしい形に議論まとめ、計画に反映されることを期待しております。町といたしましても、平成27年度から子育て支援事業が本格的にスタートできるように真摯に対応していきたいと思いますが、先ほど申しました子育てに関するニーズ調査、この結果のいろいろのご意見を私は全部見させていただきました。非常に多様な、真摯な、切実な問題を聞かせていただいておりますが、やっぱり核家族化が進んでいるということが大きな要因でございまして、その中で共働きの中で子育てがなかなか難しいというような声がたくさんあったことも承知しておりますし、その中でだっこちゃんクラブ、これ月1回なんですけど、もっと開設してほしいという声が大分ありました。そういうものも私はもう十分ひとつ考慮していかなければならない、そして気軽に、要するに子育て支援事業、支援センター、要するに子供さんに関するもろもろの相談を気軽に相談できるような施設が欲しいということがアンケート調査の中でも十分出ておりましたので、その辺につきましても気軽に相談をできる、だっこちゃんクラブなりいろいろな、めばえ教室からちびっこルーム等はございますので、そういう中でもう少し対応できる手段がないのか、この辺も考えていかなきゃならない。先ほど申し上げました育児休暇の制度の確保、これも要望されているんですが、全くそのとおりだと思うんですが、その辺もこれは今度私たちといたしましてはいろいろな関係機関に働きかけていかなきゃならんと思っておりますが、当面は私アンケートを見ておましてやっぱり子供さんに関していろいろ相談したいことがたくさんあるんだと、気軽に相談したいというところがなかなかない。そういう機会でちびっこ、だっこちゃんクラブですか、そういうところはもう少し回数を増やしてくれというような声もありますので、そういう面で何とか対応しながらご満足いただけるかどうか、これもやっていかなきゃならんではなかるうかなというふうにも考えておりますので、今支援センターの設置ということにつきましては若干また検討もさせていただかなきゃならんということで、今ここで設置しますということは回答できないんですが、それにかわるべく同じようなやっぱり効果的なものがあるか、ないか、ひとつ今申し上げますような過程の中で対応していかなければならんかと思っています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 相談業務ということに関して言えば、これを充実させたいということで町長のほうからご答弁がございましたが、今現在保健福祉課の児童相談員の方や何か子育て世代の相談を受けていただきます。そのほかの方もいらっしゃるのですが、ただその受ける環境として実は私役場の中にはなかなか相談に踏み込めないという声が届いているのもまた事実です。プライバシーも守られていないと。そういうような声を聞きますと、やはりこの支援センターというのが、遊べる場所や先ほど言いました雨天でも遊べるような場所をしっかりとつくってほしいということで

申し上げているわけではなく、支援センターをもっと核として出雲崎町の子育て策を広げていかなければいけないのではないかと話を申し上げています。今は本当に子供たちの数が少なくなりました。小学生がいないあるいは中学生がいないという集落も多くあります。以前は近所にそういう顔見知りの大きいお兄ちゃんやお姉ちゃんたちがいて、この学齢になればこうなるんだという子育ての、トータルで見通すことができたように思います。ただ、今はどちらかというと横の同世代、保育園だったら保育園、小学校は小学校、中学校はまた中学校ですが、そういう横の中で子育てをしている状況が多くあるように思います。長岡市の子育ての駅「てくてく」ちびっ子広場、まだあとほかにもありますけれども、柏崎の元気館等を利用されている方もいらっしゃいます。子供と楽しく遊ぶとか、子育てに有効な情報が欲しいとか、一時預かりなどで利用されているようです。でも、この出雲崎に住んで出雲崎で子育てをしていくんですから、この地域で子育て世代が横だけじゃなく横にも縦にもネットワークを広げていくというのがやはりこれから子育てをしていく中で非常に有効なのではないかと思えます。単純なことを言いますと、例えば入園するとこういうものが必要だとか、学校に上がるとこうだとか、もっと言えば子育てで悩んでいるときにそういう同じような悩んだことのある上の世代からアドバイスがもらえるというのは、私にも覚えがありますけれども、非常にありがたいことでした。そういう縦、横のネットワークを広げる拠点として支援センターがあっただけではないかと思うんです。長岡は大きな支援センターがありますけれども、それは全国的に見ても非常に先進的な施設だそうです。いろんな表彰も受けているようなんですけれども、ほかにも支援センターが大きいものが4つある以外には公立の保育園にそれぞれの地域に支援センターが開設されています。与板だとか三島にもそれぞれみしま中央保育園、与板は与板の手前のほうになりますけれども、センターが開設されています。そういうところで地域、地域の子育て世代の交流が図られていると聞いております。そしてまた、大きいところも小さいところもそうなんです、サポーターと呼ばれるボランティアの方がたくさんいて、一緒に歌ったり、読み聞かせをしたり、いろんなことをして子育てに参加しているようなんです。出雲崎でも、子育ては一段落したけれど、ほかの子供たちと、また地域の子供たちとかかわりを持っていきたいという、そういう経験豊かな方たちがたくさんおられます。そういった地域資源になりますけれども、そういうものを掘り起こして地域での子育てに活用していくことは、子育て世代の上の世代とも交流が深まり、地域が活性化する要因になるんじゃないかと考えます。そういう人材の活用も含めて支援センターを核として考えられると思うのですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど高桑議員さんの中の発言の中で縦、横のいわゆる関係ということを申し上げられて、私もニーズ調査の中でちょっと読ませてもらったんですが、要するに相談をしても、うちの保健師も優秀な、オールマイティーでやっているんですが、子供、子育ての経験のない人はなかなか相談しにくいというようなことも書いてありましたわね。私は、やっぱりあんたがそれを

おっしゃる縦、横の線だと思うんですが、そういう点についても、最近うちの保健師もいろんな意味でそういう経験を積んでまいっておりますので、そういう点も解消されるんじゃないかと思いますが、いわゆる人材育成という面からいきますと、今国が子育て支援員制度、これを設けているんです。やるんですわね。これにつきましては、やっぱり女性の社会参加を促すと同時に、いわゆる主婦の皆さんからそういう面で活躍をしてもらいたいということで国が制度を設けているんですが、この主婦の皆さんを対象に自治体が全国共通の、いわゆる国共通の研修を実施いたしまして、その中で修了した人たちに対して支援員としての認定をするという制度が今いよいよ始まるわけですから、私やっぱりそういう中で町も今おっしゃるような人材発掘、いわゆる経験を積んでおられる主婦の皆さんからそういう場に参加をしてもらうということをひとつ、制度的にできるわけですから、前向きに検討してまいりたいと思います。

さらに、今課長にも聞きましたら、議員さんがおっしゃるように与板なり、公立のあれは保育園ですわね。だから、そういうところに支援センター設置されているんですが、私たちは私立で今皆さんに委託をしているんですが、そういう点に関しましても何かやっぱり行政とタイアップしながら、そういうものに対応できるものができるのかどうか、それにはいろいろの問題点もあろうと思いますが、おっしゃるようにこれから若い人たちからしっかりと子供さんを産んでもらって、安心して育てられるような環境ができますれば、先ほど申し上げる金じゃなくて、そういう環境を整えればある程度問題も解決してくるということを考えますと、今高桑議員さんがおっしゃる、いろいろご提言をいただいておりますが、その中でこの町としてどう対応できるか、一つ一つまたひとつ検証しながら、今の子育て支援制度等々も活用できるところは活用しながら進めてまいりたいというふうに今思っています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 相談業務やいろんな縦、横のネットワークを広げる上で、支援センターというのは私はとても必要だと思っております。形はどうであれ、新しく建設とか、そういうことを申し上げているのではないのですが、支援センターを核にして、そこからいろんなことを広げていくということが出雲崎のこれからの子育てを優しい町にしていくためには絶対に必要なことだと私は思います。

ここで1つ、また別の角度から1つだけ申し上げたいんですが、発達障害のことなんです。児童の発達障害というのは、ここ10年くらいで非常に認知もその対応も飛躍的に進んできたと思います。でも、子供たちはいつまでも子供ではありません。もちろんその子たちも大人になるわけです。成人の今発達障害というのがあちこちで言われ始めていることなんです、それは適切な対応がとれないままに生きづらさを抱えて成人してしまった子供たち、社会にうまく対応することができないということが自分でやっぱりわかるようになると、例えば鬱であるとかひきこもり、不安定就労などを引き起こす非常に大きな要因になっているわけです。近い将来これはもっともっとクローズ

アップされてくる問題だと私は思っています。発達障害に関してはそうなんですけれど、障害のあるなしにかかわらず、いじめや非行あるいは不登校など、子供を表面的な現象で分けなくても、個々の人が抱えている問題や何に困っているかということをしっかり見きわめて適切な支援をしていくことこそが私はやっぱり子育ての中でとても大切なことだと思います。ですから、やはり支援センターという形だけでなく、出雲崎町が子供たちを地域で育てていくんだという、それを実現するために支援センターが必要なのではないかと思います。子育て支援センターがあれば当然相談業務も行われると思います。こういう状況の把握や見きわめにも非常に有効だと考えます。ぜひそういう相談環境、相談業務についても支援センターも含めて充実させていただきたいと考えています。

次の質問なんですけど、昨年研修に行った奥出雲町で、教育委員会の中に子供支援課を置いて、零歳から18歳までトータルで子供の成長を見守るという体制をとっていました。出雲崎では、保健福祉については保健福祉課、教育に関しては教育課、年齢的には小学校入学時で大体分けられているのかなとは思っていますが、保健福祉課でずっとサポートしてきたものをスムーズに教育課にバトンタッチされているものだと思うんですけども、考えてみるとやはり1つの担当課で、子供のケアというのは非常に多岐にわたって、子供だけではなく、生育歴を考えたときには家庭環境であるとかいろんな要因が絡んでくるわけですので、それを小学校のあたりで区切るのではなく、1つの担当課がずっとその子の成長を大きくなるまで見守るということは、非常にその子の成長にとって、育ちにとっては理にかなっていると思うんです。出雲崎のこれからの体制の中で、そういうものを検討してみることも必要ではないかと思うんですが、町長はいかがお考えになりますでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） そういう組織をつくることも必要なんですけど、結果的には今発達障害児あるいは不登校の問題、あるいは子供さんの時代から学校へ入学するまでいろいろな障害を背負った方々もおられることは事実、私も確認をしておりますが、それらの対応ですが、いわゆるゆりかごから墓場までという、一体的なそういうやっぱり過程を全て統括するというのは私はいかがなもんかと思うんです。逆にうちの町は小規模自治体です。小規模自治体ですが、いわゆる発達障害児でもいろいろそういう子供さんの問題、いろいろ私も聞いておるんですが、それに対しては保健師なりが十分対応している、もう親切に相談に乗るということでございますし、また教育、学校にまいますれば福祉とか、そういう教師なりあるいは教育課としっかりと連携をとりながら、いわゆる子供さん、幼児から小学生、中学生という段階までそれぞれの分野の立場の中で緊密に連携をとりながら、その子供たちのために何をすべきか、何をしたら一番効果的なのかということ専門的に十分やっていますから、私は今のこの町の中で今言われるような窓口の一本化というんじゃないかと、やっぱりケース・バイ・ケースの中におけるそれぞれの立場でその子供さんたちのいわゆる健全育成を図っていくということ、私はいいいんじゃないかと思っています。支援センターを窓口の教育課に一本化する、それは私は逆効果だと思います。私は、逆に一体的に、単なる一本化するんじやな

くて、常にもう柔軟に連携をとりながら、しっかりとその子供たちのいわゆる発達途上の中におけるそれぞれの立場で子供さんのためのアドバイスなり対応するというので、私は今のところはあくまでも今の段階の中で、うちの皆さんも一生懸命やってもらっていますから、この中で何か、いや、こんなの不都合でうまくないと、もう少しそういうものをつくってもらいたいというようなことがあればまたこれ検討していかなきゃならんですが、私はそれなりにやっておるという自負もございまして、今のところは今の体制の中でしっかりとやっていきたいというふうに思っているわけでありまして。要するに子供教育、子育て支援の目指すところは、一貫性があって途切れない、やっぱりそういう子供たちの状況を見守りながら支援をするということ、私は本質的に一番大事なことじゃないかと思っていますので、私は今のところはそれぞれの分野の中でそれぞれの立場でしっかりとその子供さんのためにサポートしながら、アドバイスしながら、少しでも子供さんたちが健全にやっぱり大きく育ててもらおうべくやっていきたいというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 今の担当課の中でしっかりと連携をとってやっていっていただくということでご答弁いただきました。

発達障害の子供たちを取り出してやるのではなく、ほかの障害についてもそうなんですけれども、やはりそういうお考えである町長のおっしゃることには本当にそのとおりだと思います。私もやはり発達障害とかというのを特別扱いすることはないと実は思っております。やはりそれは今脳の機能障害で中枢神経の障害であると言われておりますけれども、あの子たちのせいではありませんよね。あの子たちがやはり適切な対応をとられない、適切な育ちができないがために、今そういう問題行動が表面化してきたりということになるわけです。でも、やはりこの前私ある本を読みましてなるほどなと思ったんですが、子育てを山登りに例えている話がありました。子育てで親が子供を背負って山を登るようなものだという事です。その背負っている子供は、別に赤ちゃんでも小学生でも何でもいいんです。もしかしたら中学生や高校生かもしれない。その姿を見て、何で今その状況にあるのか。例えば15歳ぐらいの子であれば、15歳ぐらいの子が、親がその子供を背負って山を登っている。何で登っているんだろう。子供に問題があるのかもしれないし、親に問題があるのかもしれない、それは。だから、例えば子供が歩けないのかもしれないし、ほかに何か問題があるのかもしれないし、親がおろしたくないのかもしれない。そういういろんなさまざまな、どこの何が問題なのかということは、1つの状況を見てもいろんな要因が考えられるわけです。じゃ、それをサポートするのにどうするかといたら、車でその親子を上まで運ぶのか、それとも下から押してあげるのか、手を引っ張ってあげるのか、いろんな策が考えられる。やはり子育てというのは1つの子育て、1つの子育ち、親育ち。つまり子供たちというのは、どんなに教えられても自分で獲得しなければ、自分自身がこうだと思わなければ獲得できないものが必ずあると思うんです。ですから、やはりそういう状況や場の提供というのはこれからとても大切なことになってくるんだと

思います。そういうたくさん体験を子供たちにさせてあげられる、親にもさせてあげられる、そういうようなサポートをこれから必要とされているのではないかと考えます。JAの跡地には子育て支援住宅ができます。若い世代が増え、子供たちが増えるというのはとてもいいことだと私も思います。でも、子育てに優しい町をうたって、町の次世代を担う子供たちが健やかにたくましく育つためには、経済的支援だけでなく地域全体が子供たちを見守っていく、そういう優しい町になればいいなと思います。もちろん努力をしていかなければいけないと思います。そうなることを願って、私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） これで一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月23日の本会議3日目、最終日は、都合により9時に開会いたします。お間違えのないようによろしく願いいたします。

本日はこれで散会します。

（午後 2時32分）

第 3 号

( 6 月 23 日 )

## 平成26年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成26年6月23日（月曜日）午前9時00分開議

- 第 1 議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 請願第 2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 第 5 議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 7 発議第 2号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 第 8 農業委員推薦の件
- 第 9 議員派遣の件
- 第10 委員会の閉会中継続審査の件
- 第11 委員会の閉会中継続調査の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

---

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

---

◎議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定  
について

○議長（山崎信義） 日程第1、議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する  
条例制定について。

ただいま議題としました議案1件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過  
及び結果について総務文教常任委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議において、本委員会に付託されました議案1件について、その審査が終了  
しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

審査は、6月18日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理  
者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過につ  
いて報告をいたします。

議案第32号 出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定については、協議会  
の活動内容、構成員及び条例の改正前後の違いについて質疑があり、活動については青少年の指導、  
育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議することなど、構成員  
は町長を含め町三役、福祉行政担当課長、町議会常任委員会委員長、保護司会、小中高等学校の  
校長先生などで、条例の改正前後の違いについては会長、副会長を決める要件が法律の改正により  
撤廃され、各自治体の裁量に任せることとなったため、新たに会長は町長をもって充て、副会長  
は委員の中から会長が指名する者を充てるものと条例改正するものと説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

議案第32号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につ  
いて

請願第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（山崎信義） 日程第2、議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、請願第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書、以上議案2件、請願1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、請願1件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件、請願1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、6月18日午前9時30分より役場議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長、また紹介議員として高桑佳子議員の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

最初に、議案第33号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、1カ月未満の占用はあるのか。どういうものがあるのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、請願第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書では、高桑議員に説明を求め、質疑を行いました。

手話を多く使うと、口話法が衰退するのではないか。また、改正障害者基本法で手話は明記されている。また、聴覚障害者協会のほかに団体はないのか。もっと早く制定されるべきではないのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第33号を採決します。

議案第33号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号を採決します。

議案第34号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号を採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○予算審査特別委員長（仙海直樹） 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月18日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案2件を審査するため、6月16日本会議終了後、午前10時20分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、審査の経過について報告をいたします。

初めに、議案第36号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）については、7款1項3目15節の工事請負費、尼瀬油井戸陥没被害拡大防止工事で工事の内容について質疑があり、地面20センチ下まで油が自噴しているのを、高さ80センチ、幅160センチのコンクリート製の枠を設置し、油が地表に流れ出ないようにするものであります。ガスについては、管を立ち上げて上部にガスを逃がすように対応してまいりますと答弁がありました。

次に、8款2項3目15節の工事請負費、道路新設改良舗装工事追加で、大門ふどの線の用地取得関係について質疑があり、舗装する用地については当初予算の用地買収費で取得したと答弁がありました。

次に、10款3項1目13節委託料、校庭樹木剪定伐採委託料の中で中学校の入り口の上り坂にある枯れ木の撤去について質疑があり、その場所は私有地のために今回の伐採対象に含まれず、所有者に伐採をお願いしていくと答弁がありました。

同じく15節の工事請負費、中学校体育館窓枠落下防止工事で工事の内容について質疑があり、工事については文科省の要請によるもので、平成25年度の繰越明許で体育館照明落下防止工事の足場を利用して行い、窓ガラスの飛散防止は25年度中の事業に入っているが、今回は窓枠の落下防止工事を行うものと答弁がありました。

予算書全般に計上されている屋外監視カメラ借上料について、管理する担当課やリースの期間、学校への設置はどう考えているのかと質疑があり、総務課が管理し、リース期間は5年間、また学校への設置は現在計画にはないが、暗いところがないように外灯の数を増やしていると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第36号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第37号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案37号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書

○議長（山崎信義） 日程第7、発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。  
提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声でなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。音声は聞こえない、音声で話すことができない等、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、政府は2009（平成21）年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進めているところであり、2011（平成23）年8月に改正された障害者基本法の第3条には、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところであります。

さらに、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって国におかれては、上記の内容を盛り込んだ手話言語法を早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから発議第2号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。  
したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎農業委員推薦の件

○議長（山崎信義） 日程第8、農業委員推薦の件を議題とします。  
議会推薦の農業委員は1人となっております。  
議会推薦の農業委員に中野勝正議員を推薦したいと思います。  
地方自治法第117条の規定により、中野勝正議員の退場を求めます。  
〔2番 中野勝正議員退場〕

○議長（山崎信義） お諮りします。  
議会推薦の農業委員は中野勝正議員とすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。  
したがって、議会推薦の農業委員は中野勝正議員を推薦することに決定いたしました。  
〔2番 中野勝正議員着席〕

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（山崎信義） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付いたしましたとおりに議員を派遣することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。  
したがって、お手元に配付いたしましたとおりに議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続審査の件

○議長（山崎信義） 日程第10、委員会の閉会中継続審査の件を議題とします。  
社会産業常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。社会産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、社会産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第11、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時23分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 仙 海 直 樹

署名議員 加 藤 修 三